

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる
世田谷を目指して」

これからの世田谷の福祉に 求められるもの

世田谷区保健福祉審議会 会長
中村秀一

これからの世田谷の福祉に求められるもの

I 環境の変化

II 高齢化について

- ①世田谷の高齢化
- ②世田谷区の介護

III 目指すべき福祉の姿

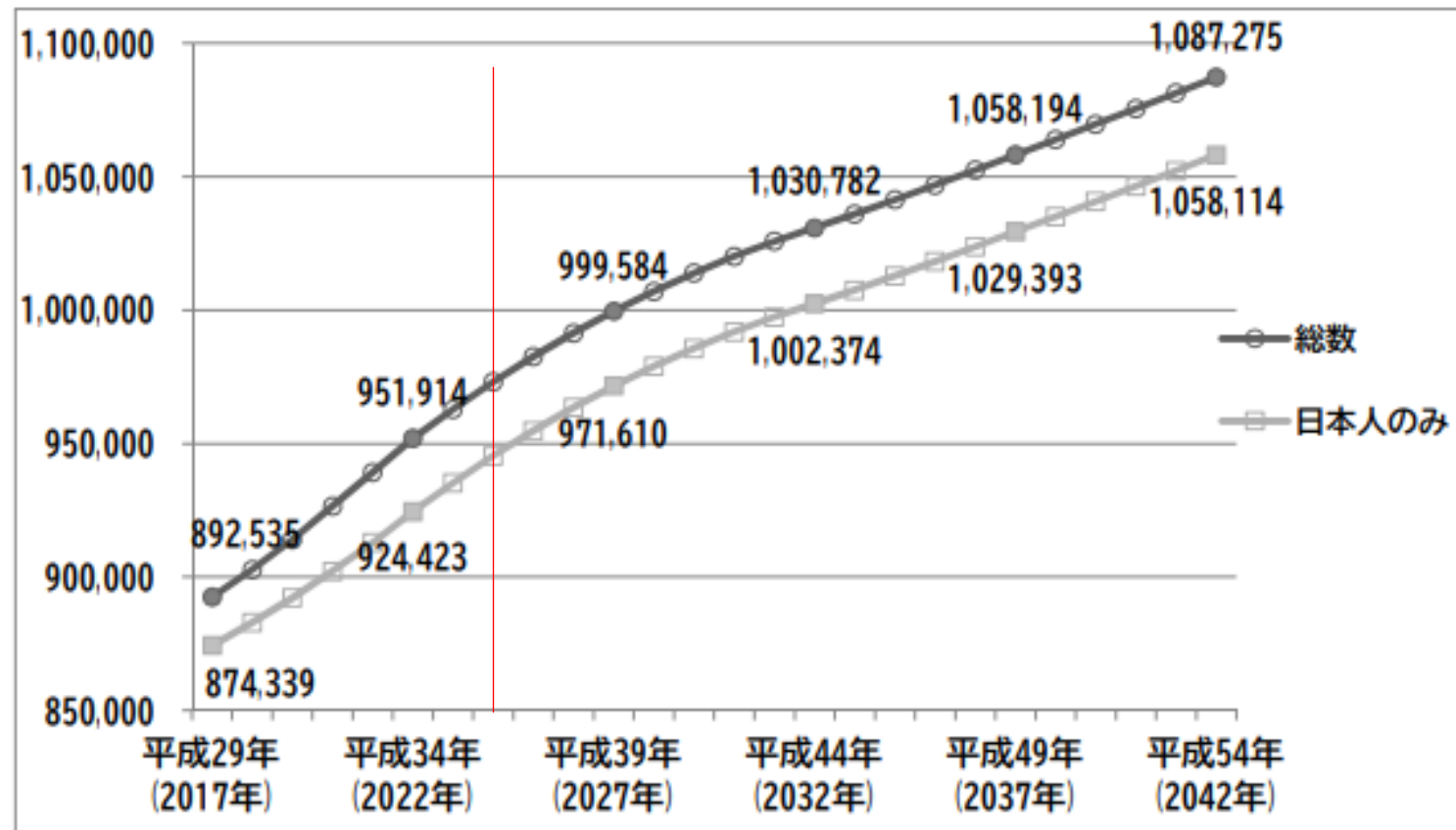
- ①「世田谷方式」
- ②地域保健医療福祉総合計画
- ③第9期介護保険事業計画

まとめ～これからの世田谷の福祉～

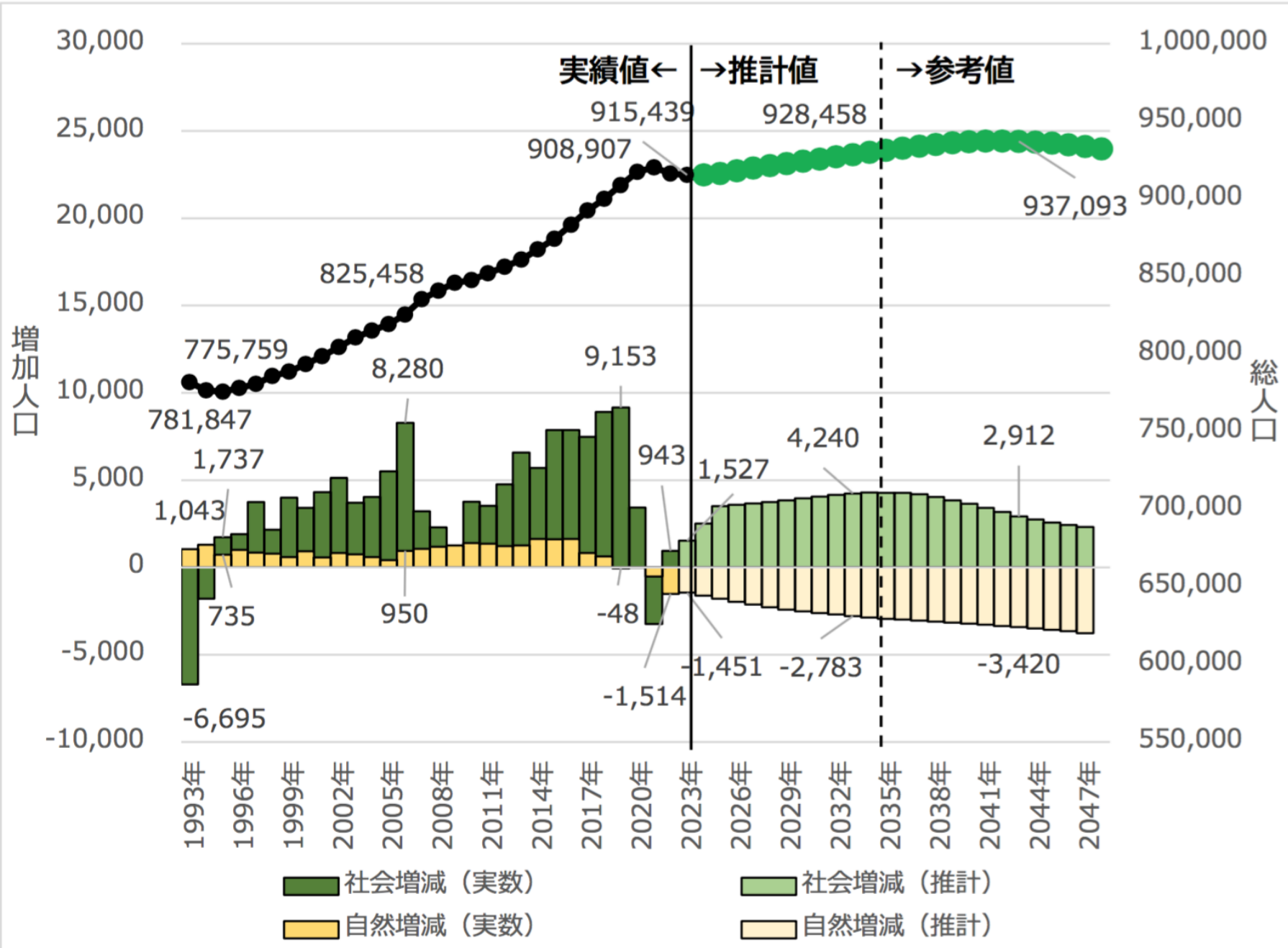
I 環境の変化

コロナ前の将来人口推計 (2017年7月)

2017年 89.2万人 →2042年 **108.7万人** (約19万人増)



■総人口の推移と将来人口推計結果



○2023年 91.5万人



2048年 93.2万人

○人口のピーク

2043年 93.7万人

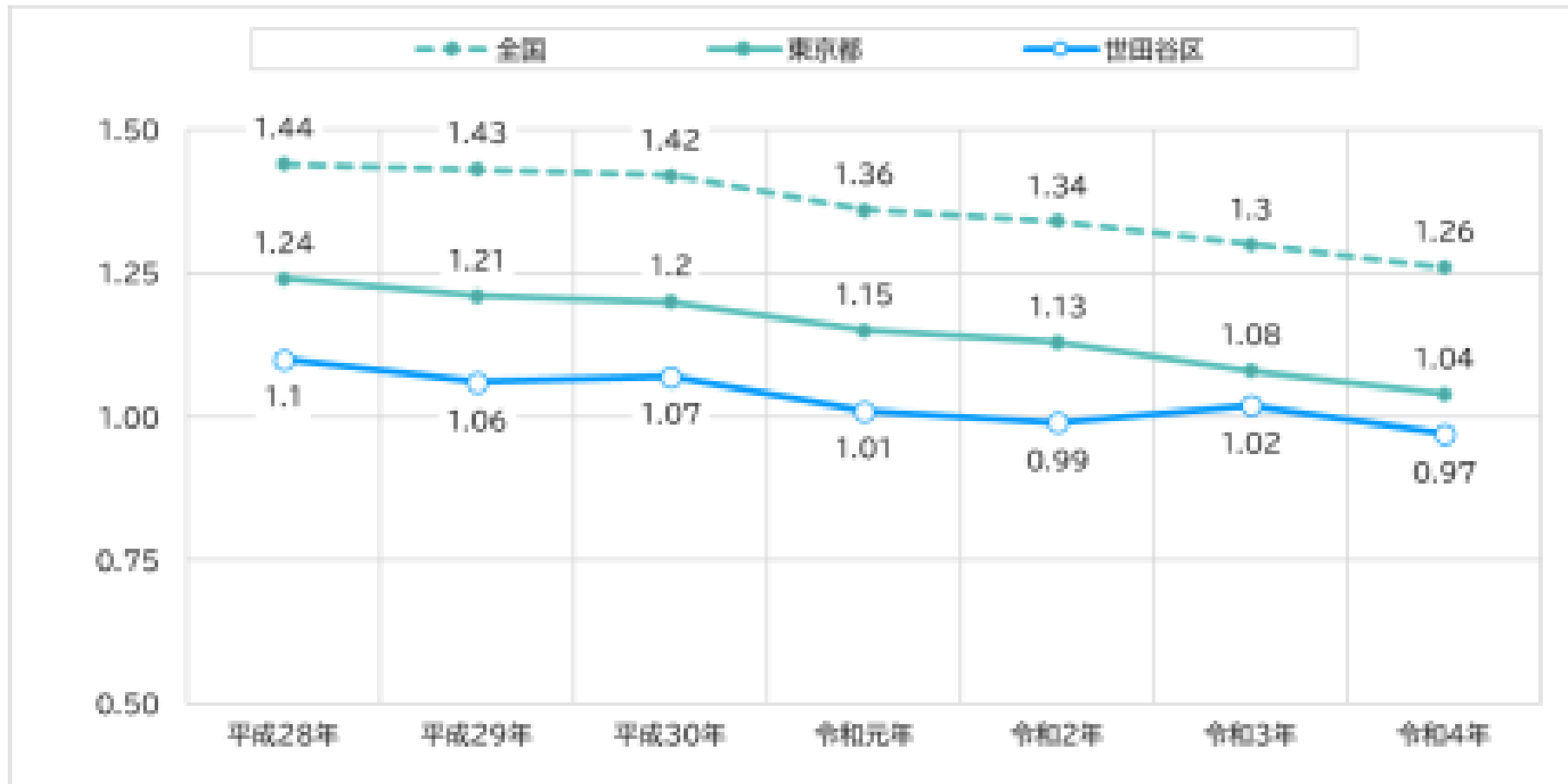
(2.2万人増)

2023年9月

世田谷区基本計画 (素案)

低い世田谷区の出生率

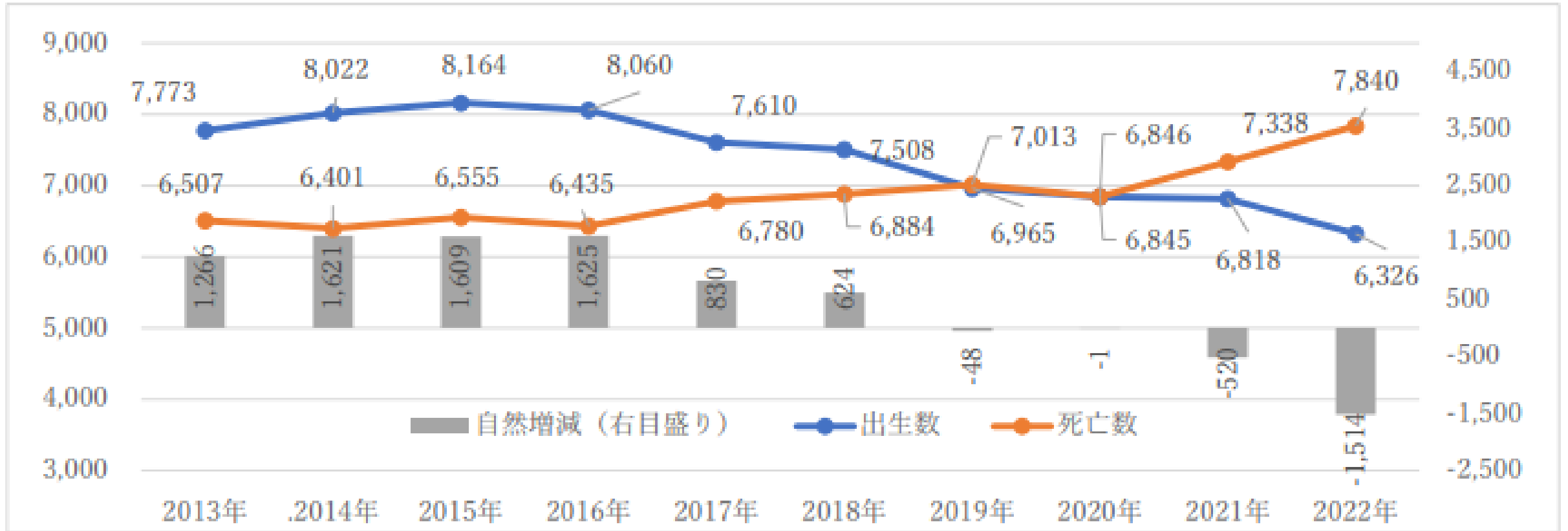
図表 合計特殊出生率



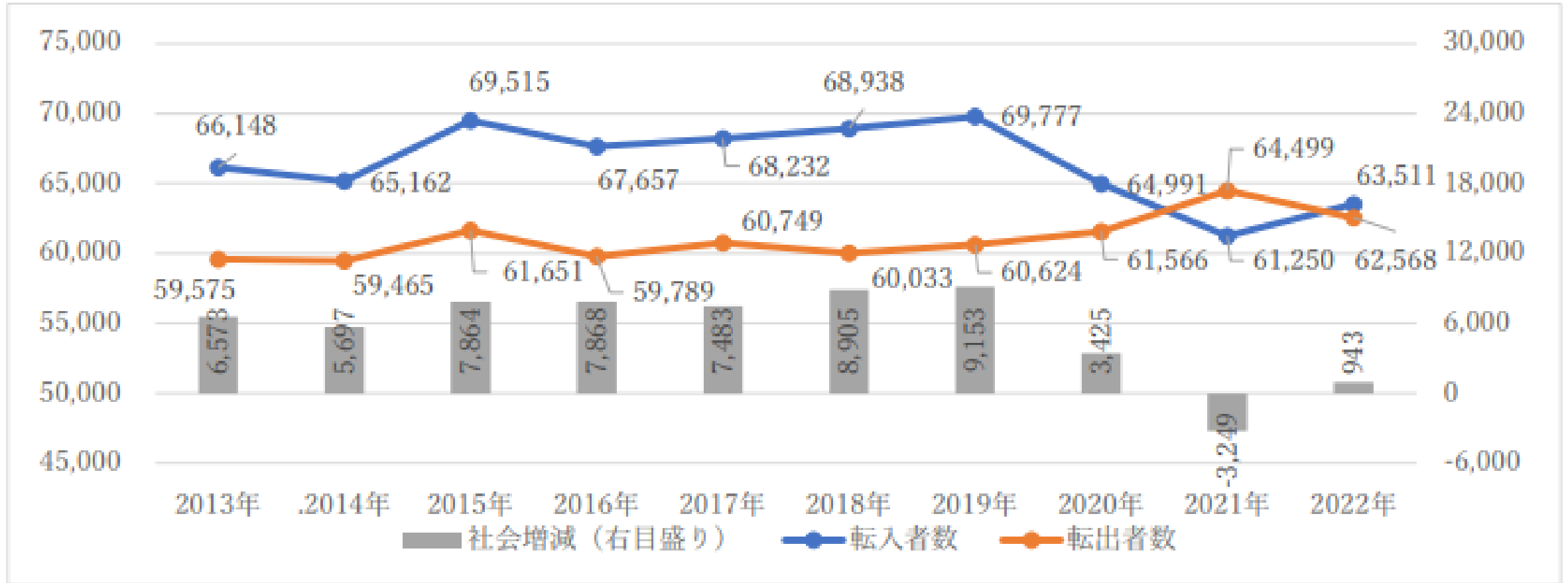
※合計特殊出生率=(母の年齢別出生数/年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計

【資料:世田谷区保健福祉総合事業概要(令和5年度版)】

2019年から死亡数が出生数を上回る

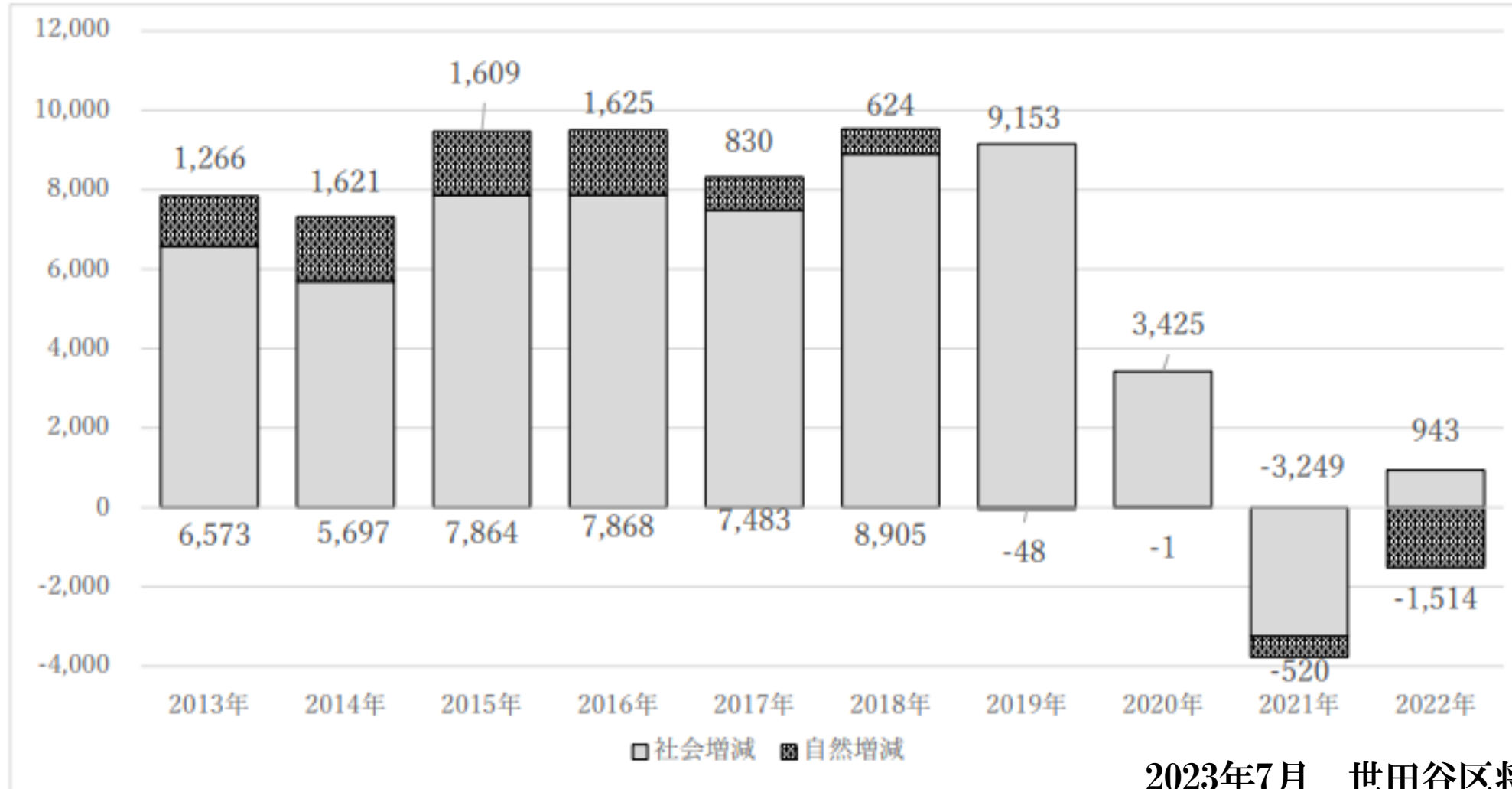


2021年は「転出」が「転入」を上回る

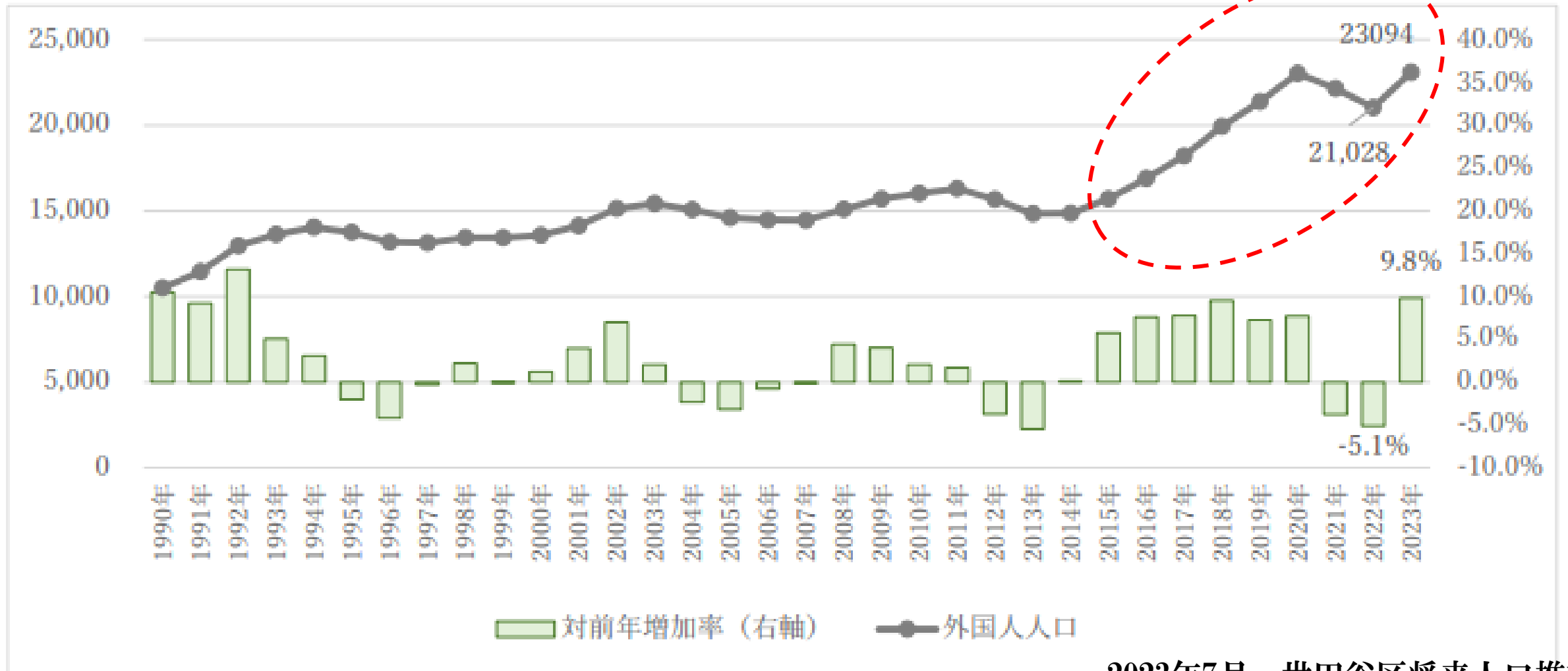


2023年7月 世田谷区将乘人口推計

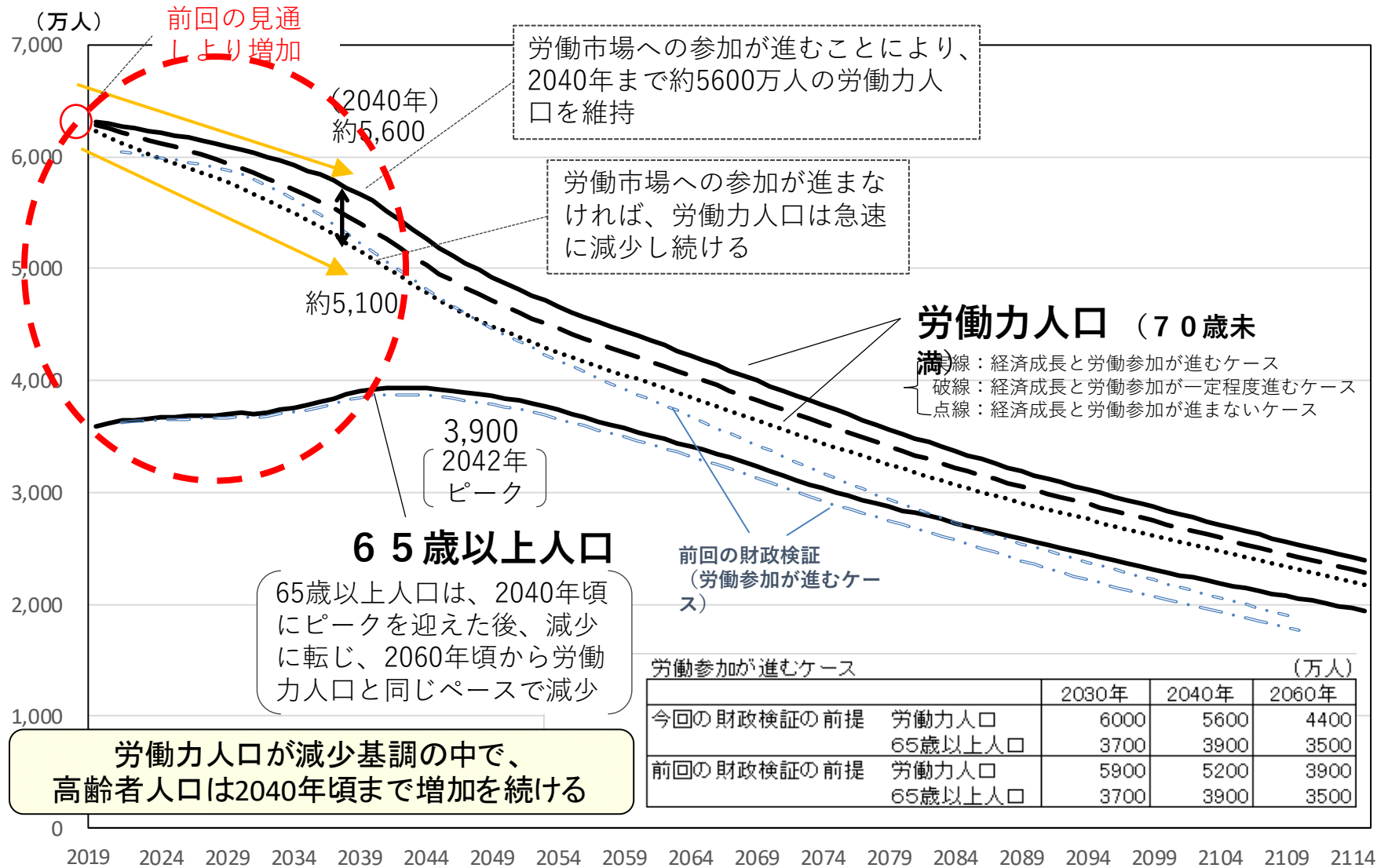
2021~24年は人口減となる



2015年以降、外国人人口は増加傾向



労働力人口と高齢者人口：2040年頃まで厳しい状況



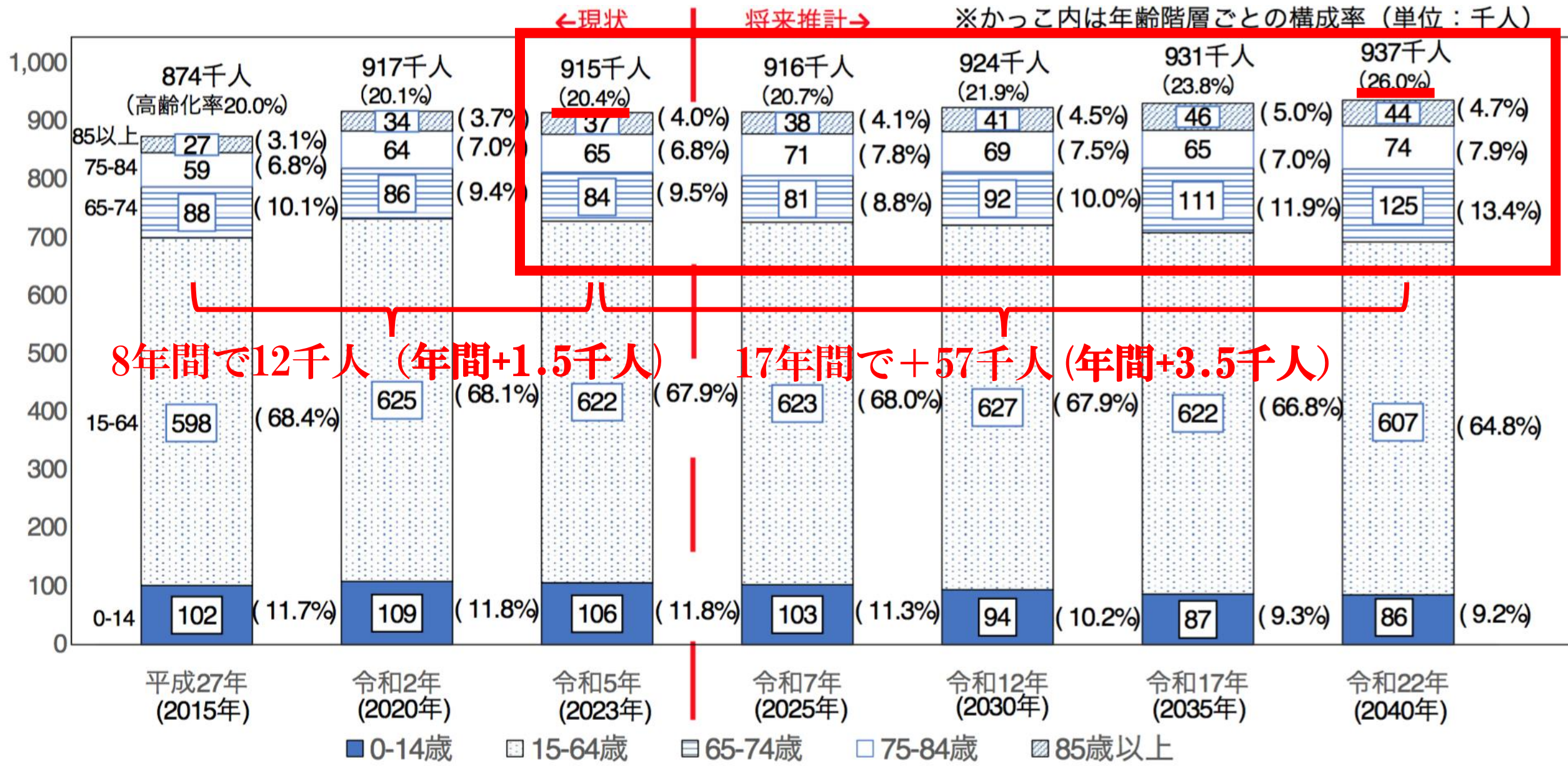
注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

注2：労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

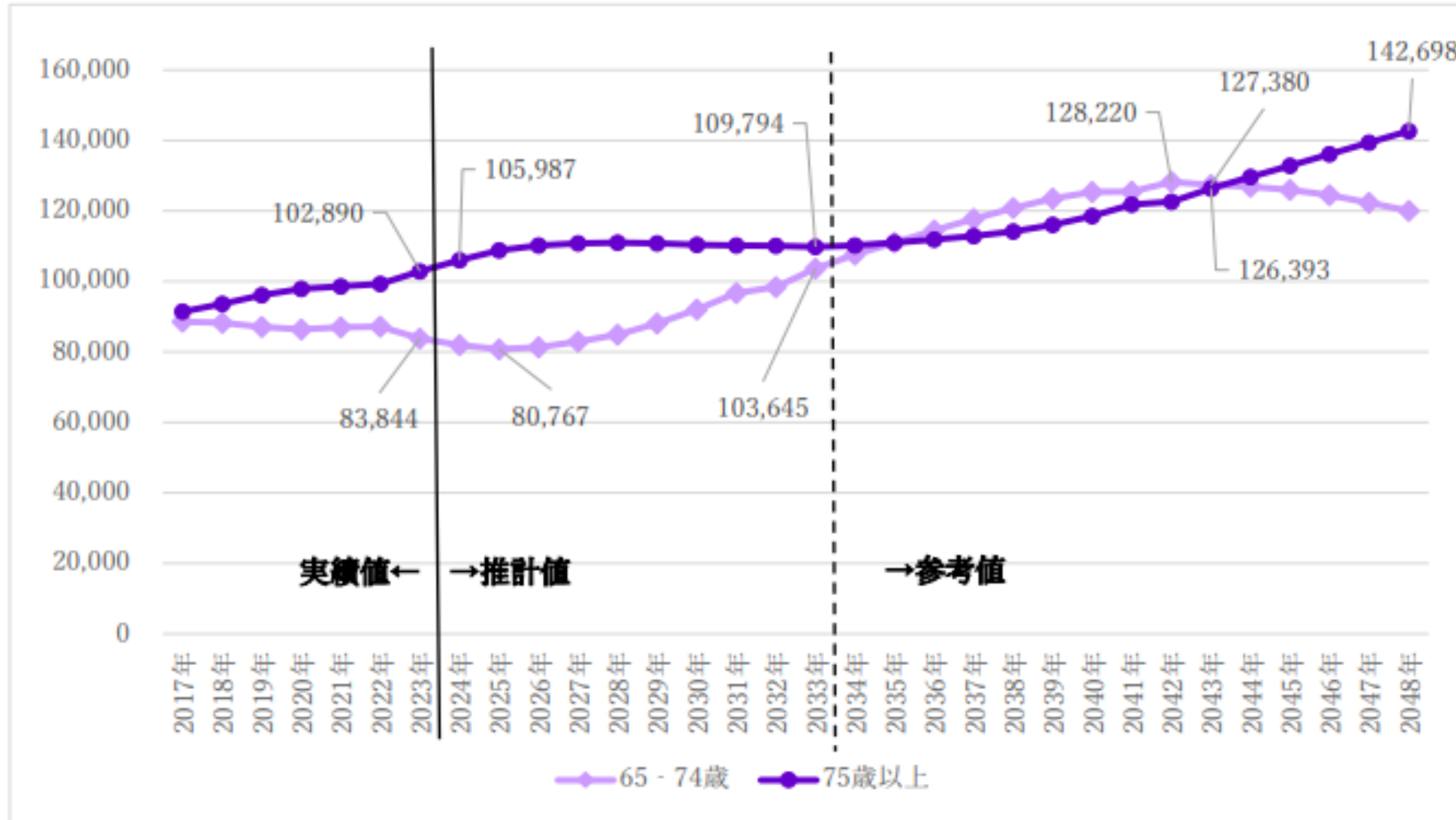
Ⅱ 高齡化について

①世田谷の高齢化

高齢化率：2023年 20.4%→2040年 26.0%



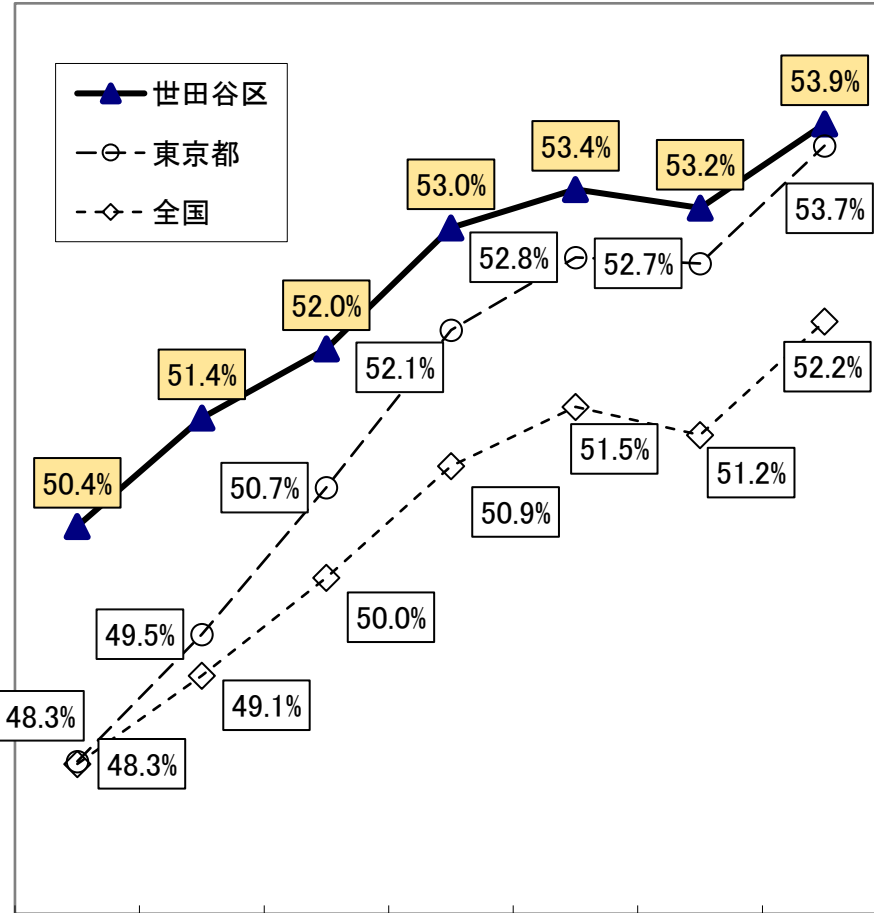
今後10年は、後期高齢者数 > 前期高齢者



第1号被保険者に占める75歳以上・85歳以上の割合

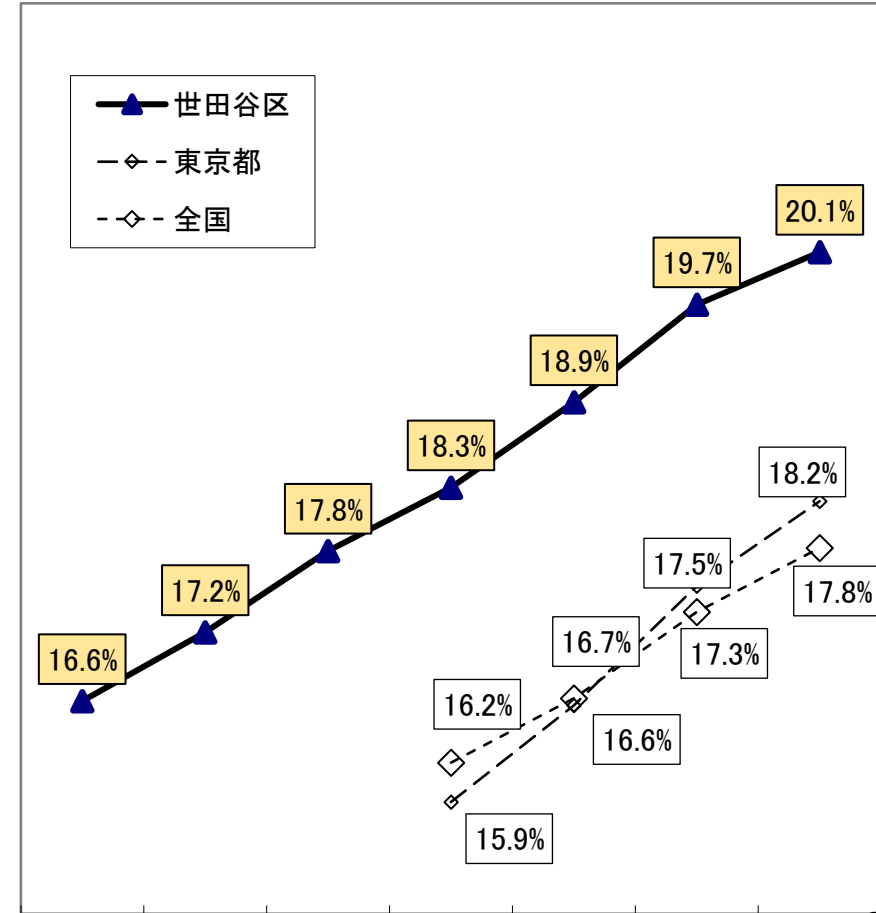
世田谷区の第1号被保険者に占める75歳以上の割合、85歳以上の割合は、国、東京都を上回っている。

第1号被保険者に占める75歳以上の割合



H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度

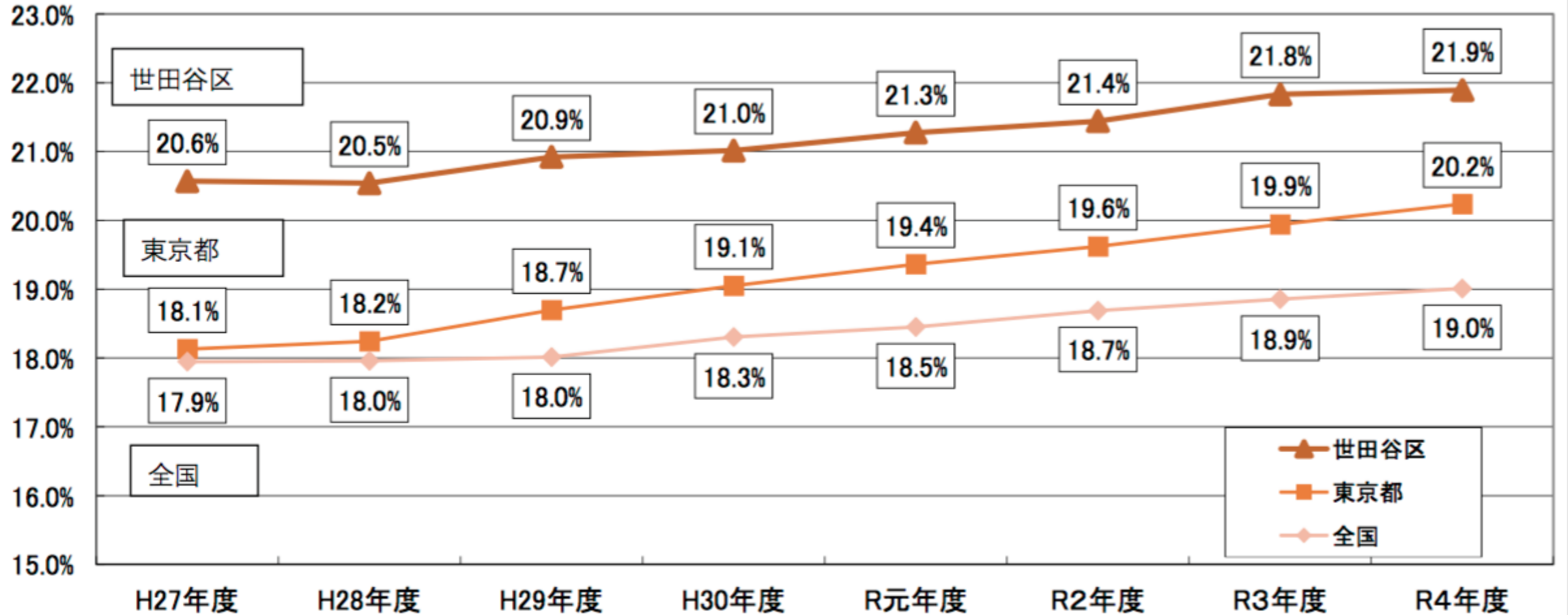
第1号被保険者に占める85歳以上の割合



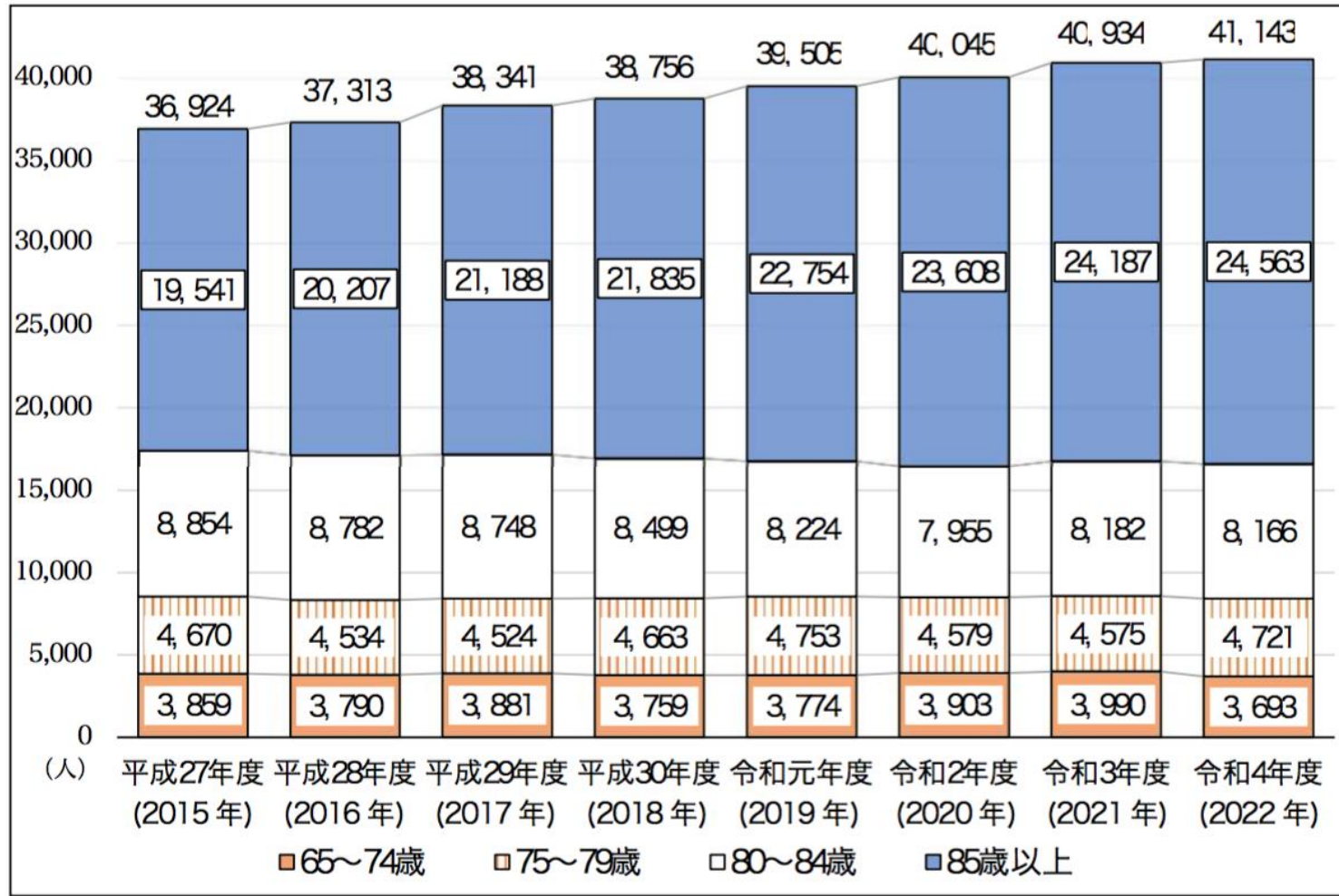
H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度

世田谷区の要介護認定率は、全国平均、東京都平均より高い。

第1号被保険者認定率の推移



第1号被保険者の年齢階層別の認定者数の推移 (各年度末)

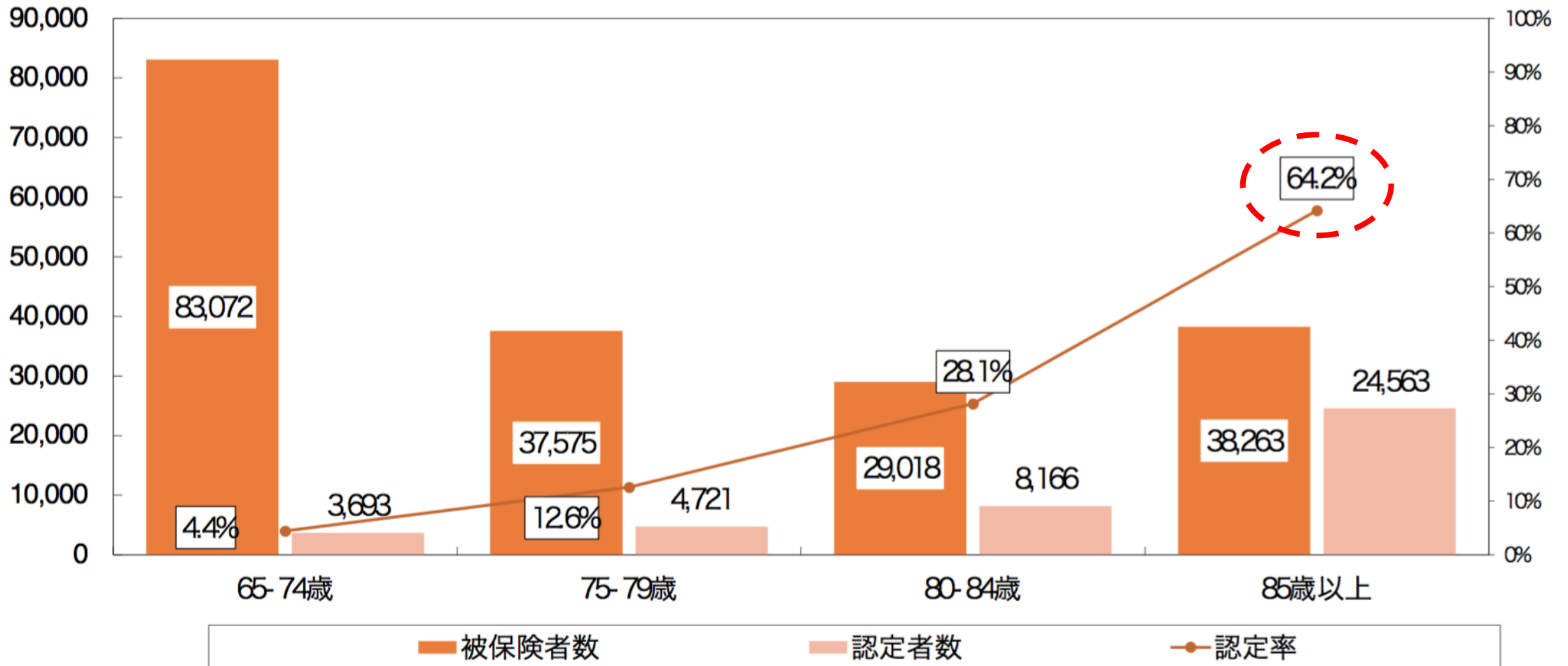


要介護者の約6割は85歳以上

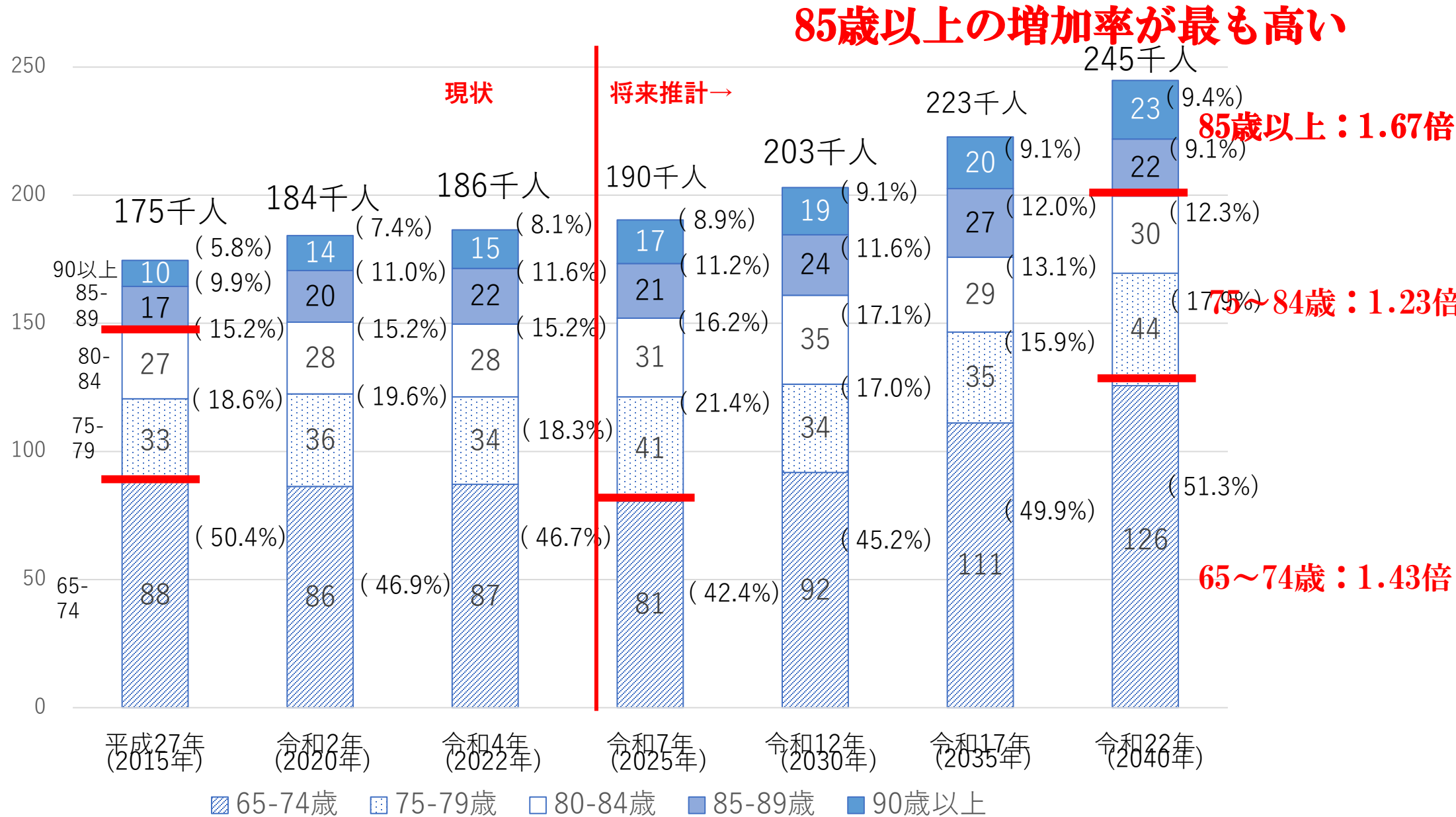
85歳以上 59.7%

80歳~84歳 19.8%

第1号被保険者の年齢階層人数・ 認定者数、認定率(令和4年度)

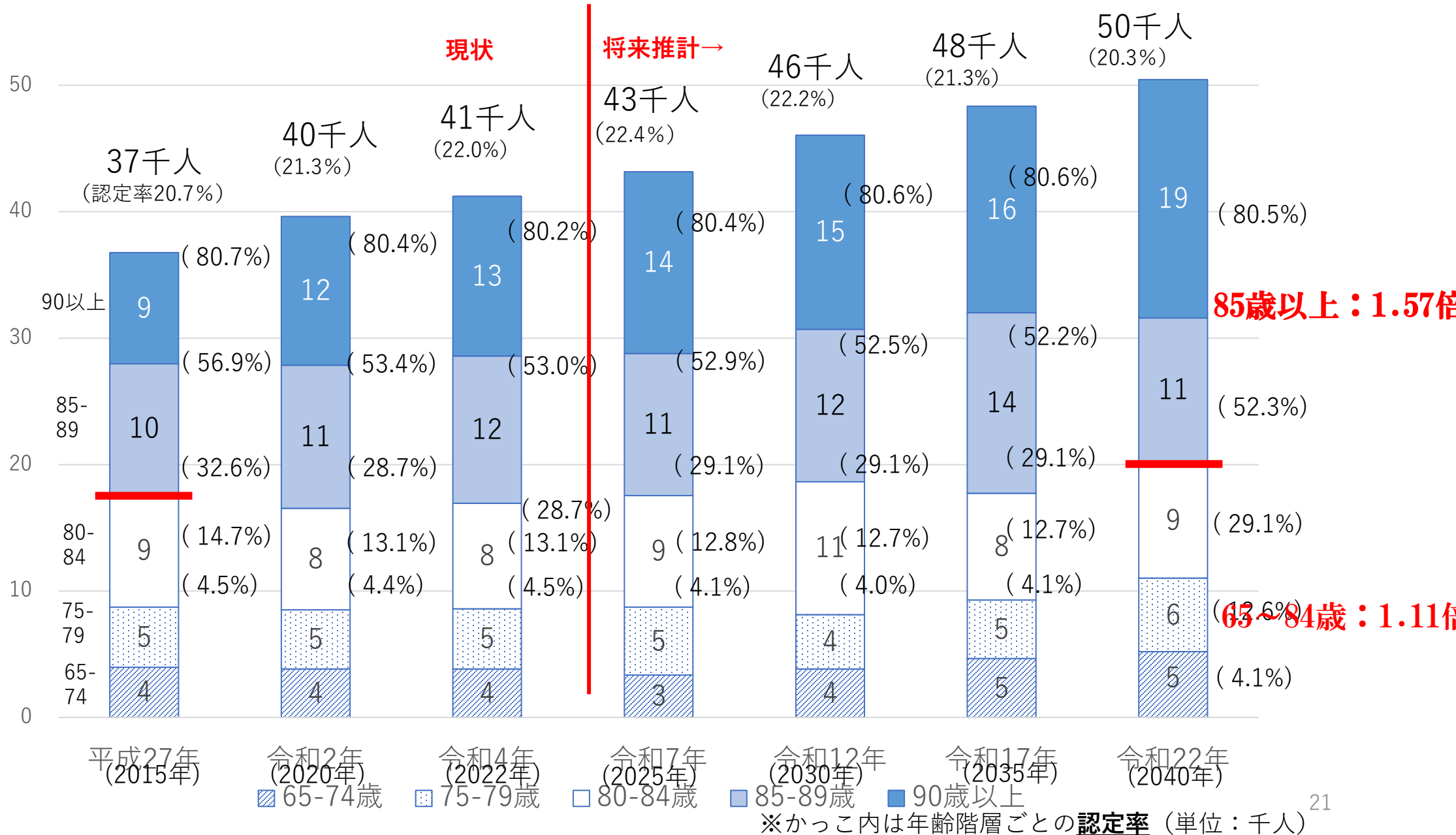


3 世田谷区の高齢者人口の現状と将来推計（各年1月1日） 3



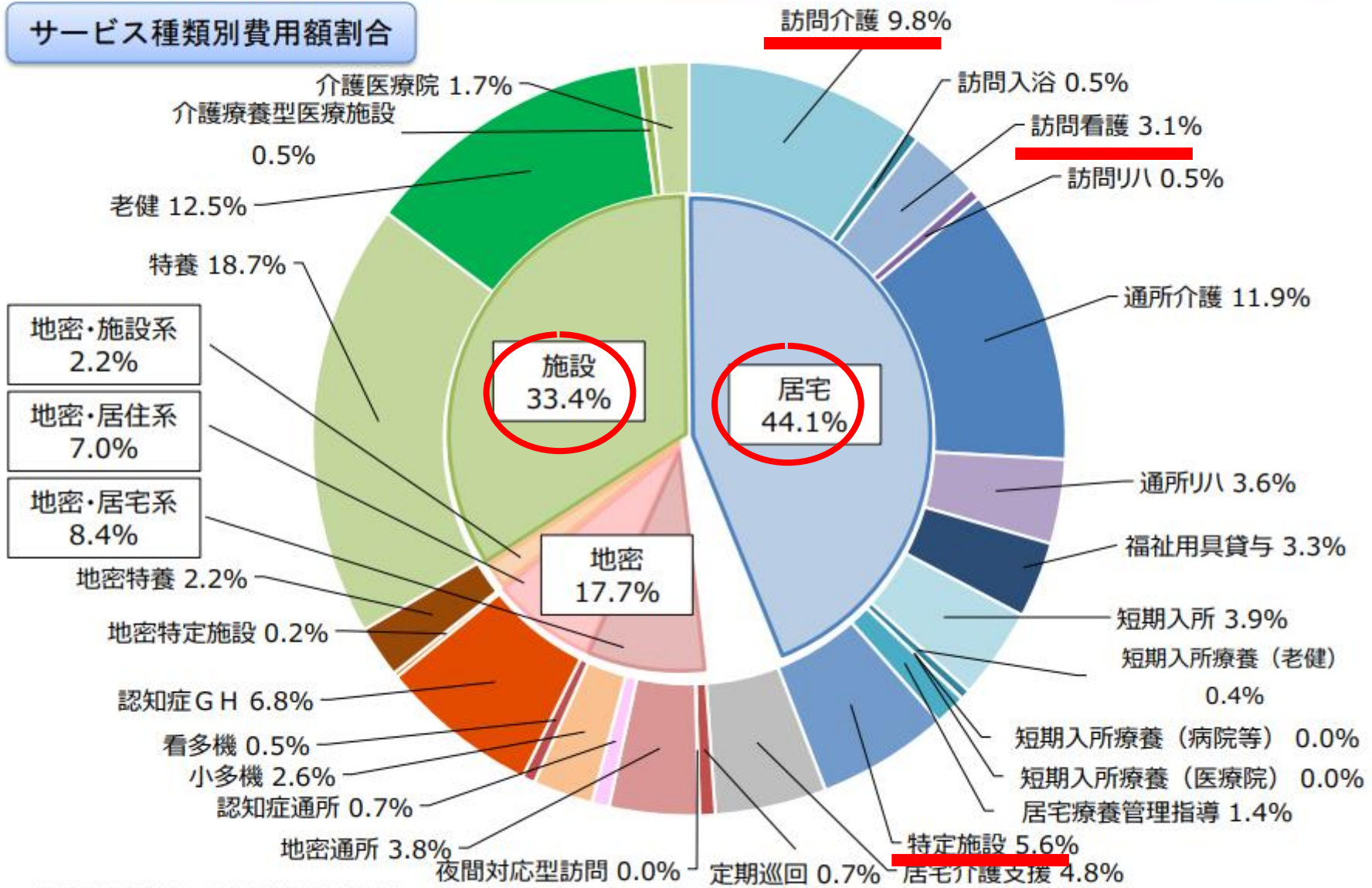
※かっこ内は年齢階層ごとの構成率（単位：千人）

4 世田谷区の認定者数の現状と将来推計（各年10月1日） 4



②世田谷区の介護

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

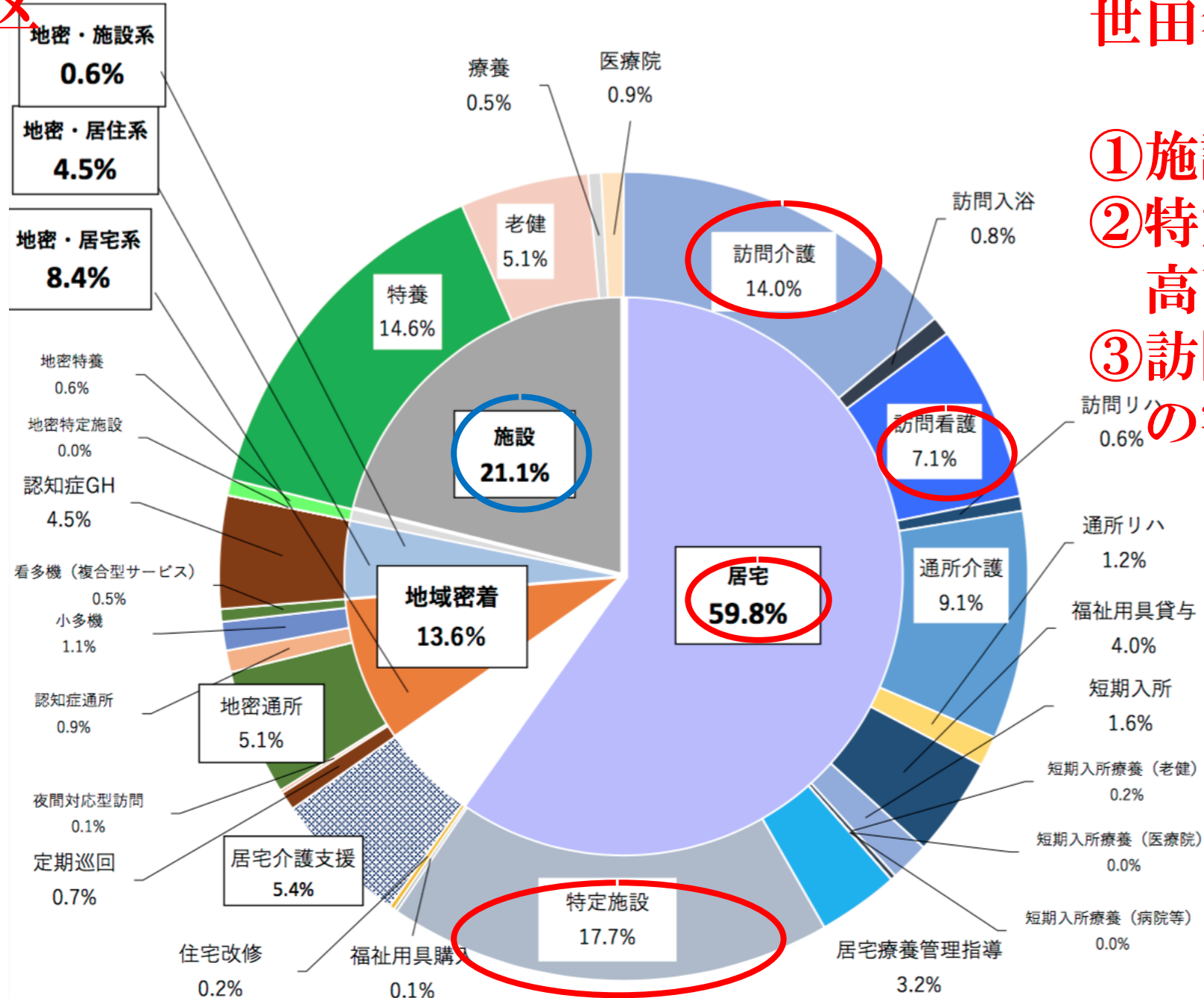
(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))

(注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

世田谷区

世田谷区の特徴

- ①施設の割合が低い
- ②特定施設の割合が高い
- ③訪問介護、訪問看護の割合が高い。

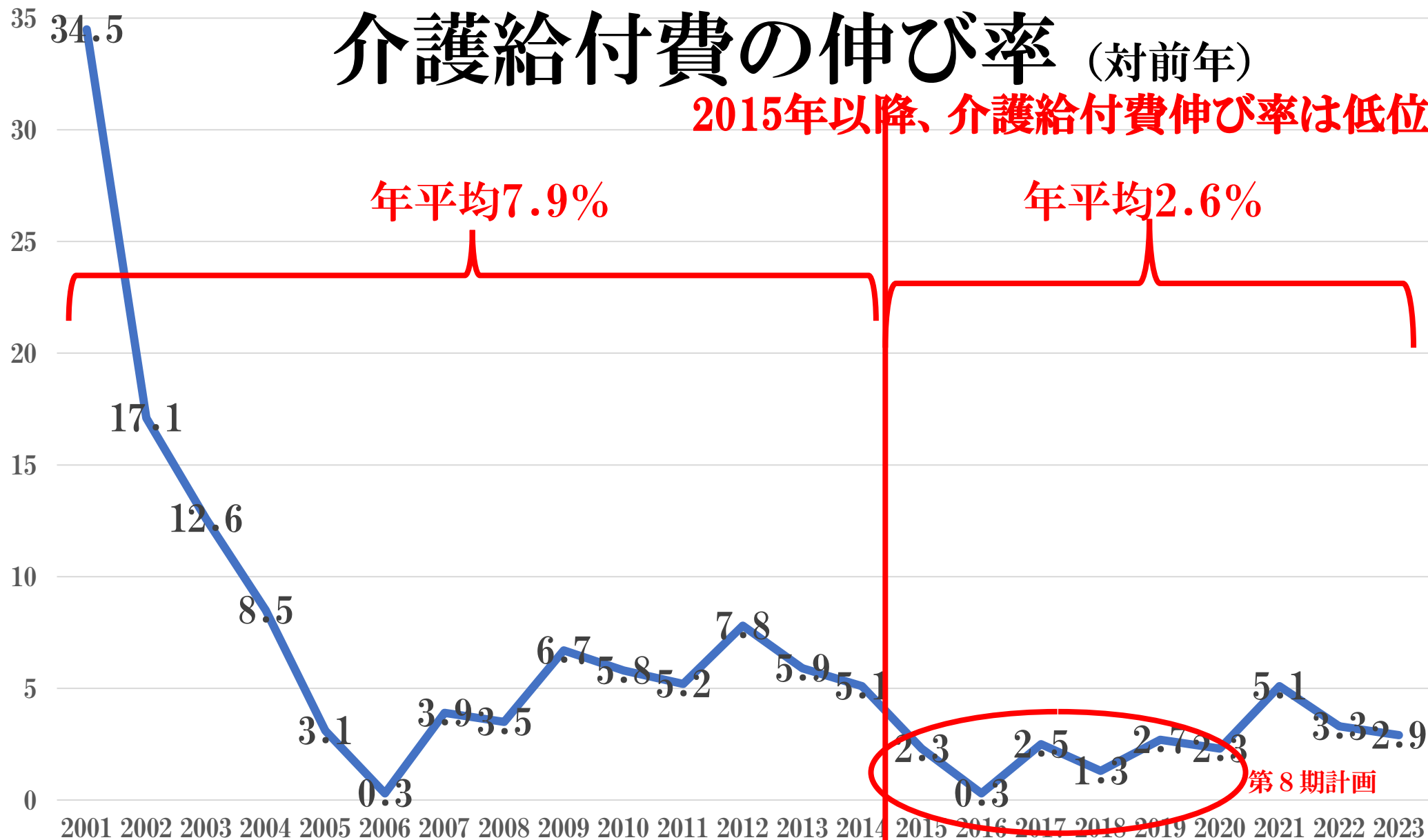


2023年7月5日
高齢者福祉・介護保険部会

40
単位：%

世田谷区・ 介護給付費の伸び率（対前年）

2015年以降、介護給付費伸び率は低位で安定



世田谷区の第1号被保険者 保険料(基準月額)の推移

保険料は当初から2倍以上に上昇。

第8期保険料は、270円低下

第9期保険料は、+100円



(基準額の単位：円)

	第8期		第7期		増減額		伸び率	
	基準額	順位	基準額	順位	金額	順位	率	順位
千代田区	5,400	23	5,300	23	100	11	1.9%	10
中央区	5,920	19	5,920	18	0	13	0.0%	13
港区	6,245	8	6,245	6	0	13	0.0%	13
新宿区	6,400	6	6,200	8	200	7	3.2%	7
文京区	6,017	16	6,017	13	0	13	0.0%	13
台東区	6,442	5	6,142	10	300	6	4.9%	5
墨田区	6,390	7	6,480	2	-90	22	-1.4%	22
江東区	5,800	21	5,400	21	400	4	7.4%	4
品川区	6,100	14	5,600	20	500	1	8.9%	2
目黒区	6,200	9	6,240	7	-40	21	-0.6%	21
大田区	6,000	17	6,000	14	0	13	0.0%	13
世田谷区	6,180	12	6,450	4	-270	23	-4.2%	23
渋谷区	5,960	18	5,960	16	0	13	0.0%	13
中野区	5,726	22	5,726	19	0	13	0.0%	13
杉並区	6,200	9	6,200	8	0	13	0.0%	13
豊島区	6,200	9	6,090	12	110	10	1.8%	11
北区	6,117	13	6,117	11	0	13	0.0%	13
荒川区	6,480	4	5,980	15	500	1	8.4%	3
板橋区	6,033	15	5,933	17	100	11	1.7%	12
練馬区	6,600	3	6,470	3	130	9	2.0%	9
足立区	6,760	1	6,580	1	180	8	2.7%	8
葛飾区	6,710	2	6,400	5	310	5	4.8%	6
江戸川区	5,900	20	5,400	21	500	1	9.3%	1
23区平均	6,164		6,037		127		2.1%	
東京都平均	6,080		5,911		169		2.9%	
全国平均	6,014		5,869		145		2.5%	

出典：厚生労働省

年齢階層別認定率の推移

年齢階層が上がると認定率が上昇するが、年齢階層別の認定率は低下傾向にある。

	第6期			第7期			第8期	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
65～74歳	4.3%	4.3%	4.4%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.4%
75～79歳	<u>14.4%</u>	13.5%	13.4%	13.1%	13.3%	13.2%	13.2%	<u>12.6%</u>
80～84歳	<u>31.5%</u>	30.7%	30.3%	29.9%	29.3%	28.4%	28.4%	<u>28.1%</u>
85歳以上	<u>65.4%</u>	64.8%	65.0%	64.8%	64.7%	64.2%	64.2%	<u>64.2%</u>
第1号被保険者	20.6%	20.5%	20.9%	21.0%	21.3%	21.4%	21.8%	21.9%

Ⅲ 目指すべき福祉の姿

国の政策の動向

- 要支援・要介護になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるために→**地域包括ケアシステムの構築**（2012年閣議決定～）
- 高齢者に限らず、縦割りを超える→**地域共生社会の実現**
（2017年社会福祉法改正～）
→**世田谷区は国に先駆けて施策を構築してきた。**
- 障害者の地域移行、就労支援の推進（2005年障害者自立支援法）

制度・政策は格段に整備

- 問題は、**オペレーション**
- 本庁-5地域-28地区をどのように機能させていくか。
- 区役所-社会福祉協議会-事業者-区民**の連携
- 医療・福祉・介護、**労働・教育・住宅・防犯・防災**
等々の連携

目指すべきコミュニティ

○区民の力を引き出し（エンパワーメント）、

区民の参加と活動を促すコミュニティ

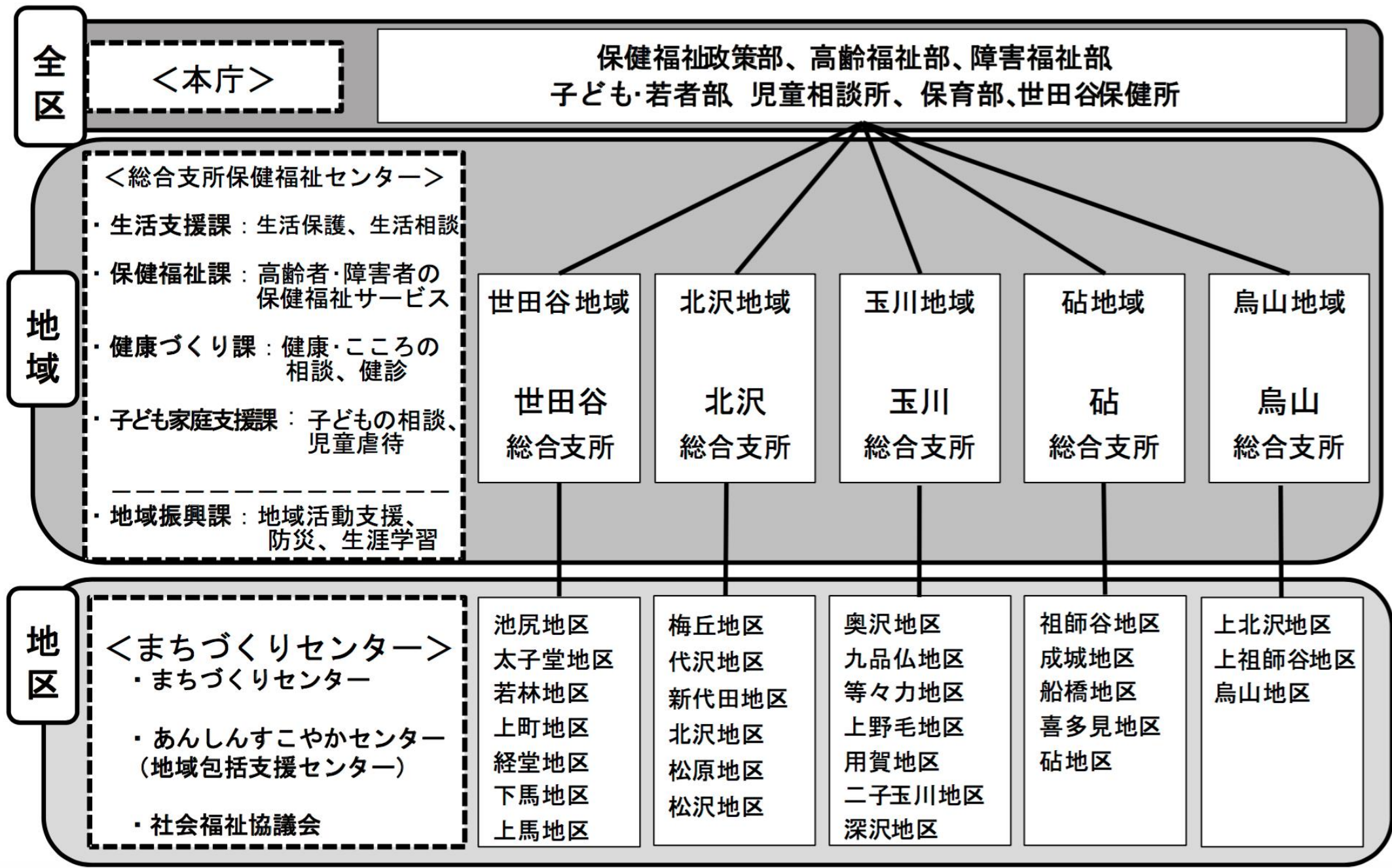
- ・人材が豊富であるという区の特性も生かす

- ・区民を施策の対象と捉えるのではなく、**自ら地域をつくり・支える存在**として位置付ける

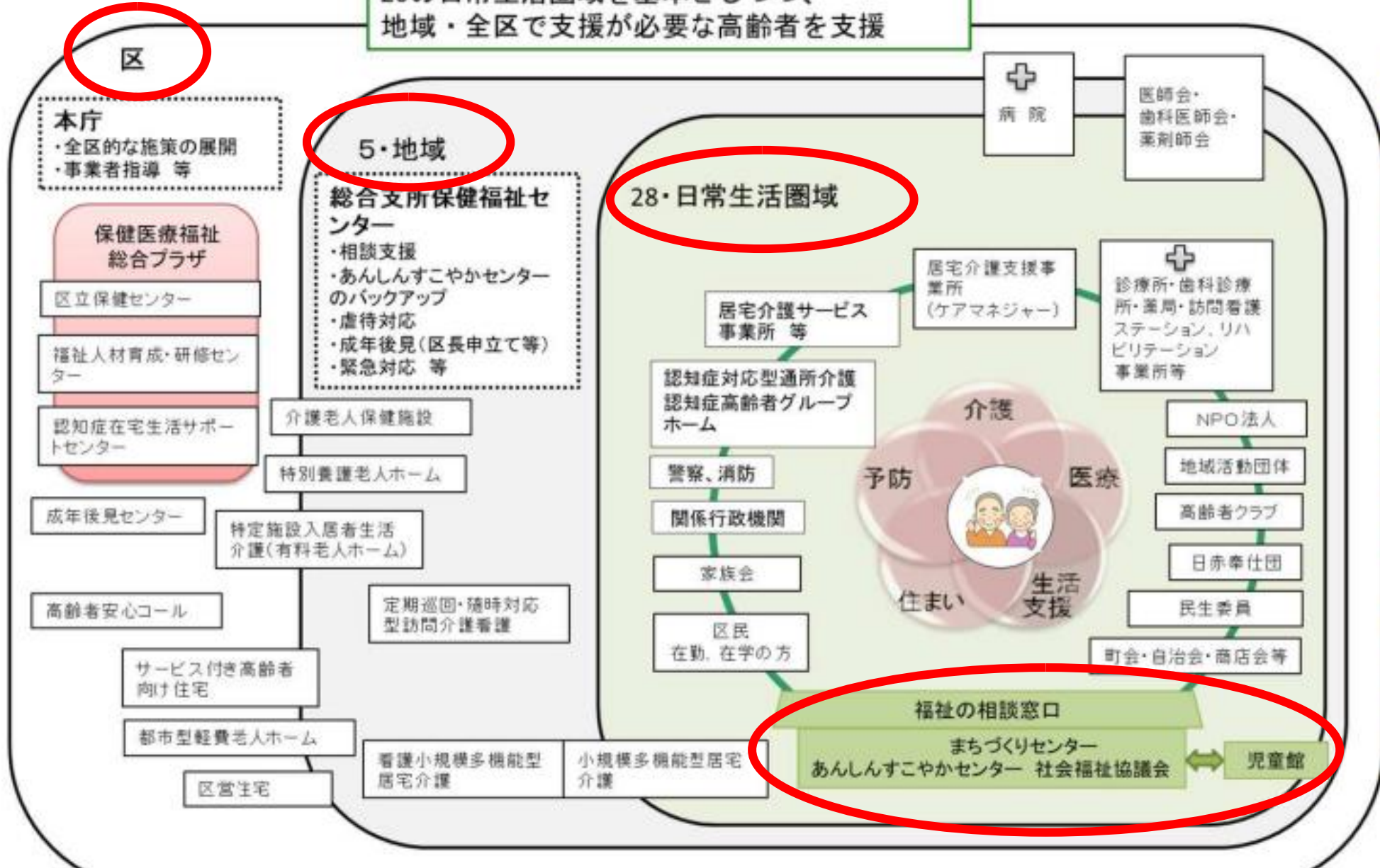
○皆に「**居場所と出番**」があるまちづくり

○「**活動と参加**」が区民の健康にも貢献する。

① 「世田谷方式」



28の日常生活圏域を基本としつつ、
地域・全区で支援が必要な高齢者を支援



地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアシステムの推進にあたり、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、児童館の四者が連携し、身近な地区における福祉の相談支援の強化や地域の人材、社会資源の開発等に取り組む。

- 平成 26 年 10 月 1 地区
- 平成 27 年 7 月 5 地区
- 平成 28 年 7 月 27 地区(全区)
- 令和元年 7 月 28 地区(全区)
- 令和4年 1 月 全地区一体整備完了
- 令和4年 5 月 児童館を加えた四者連携開始

《身近な地区における相談支援の充実、地区の課題を地区で解決する仕組み》

町会・自治会をはじめとする
地域活動団体、NPO、事業者、区民等

支援

支援を必要とする区民
高齢者、障害者、若者、子育て家庭など

相談

支援

- 住民主体型サービスの普及啓発の推進
- 協議体（全区・地区）の運営
- 区民等へのPR
- 地区の課題解決に向けた取組み支援
- 職員研修の実施

四者連携による地域包括ケアの地区展開

- 四者連携による課題等への対応
- 児童館との連携による社会資源開発
- 児童館との連携による相談・見守りの強化

児童館

- 子育て家庭への支援
- 遊びを通じた子どもの育成
- 地域の子育て環境づくり 等

四者がそれぞれ持つ地域づくりのノウハウや地域資源等を共有し、連携することによる地域づくりの力の向上

バックアップ

地区連携医事業等による支援

医療職・介護職のネットワークづくりや在宅医療の普及啓発、あんしんすこやかセンターの医療面のスキルアップ。

あんしんすこやかセンター

- 高齢者に加え、障害者や子育て家庭等に相談対象を拡大
- 包括的・継続的なケアマネジメント
- 在宅療養相談支援の充実
- 地域ケア会議の実施
- 地区ネットワークの構築
- 戸別訪問等による高齢者の実態把握 等

相談支援の強化

まちづくりセンター

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携の調整
- 身近な相談支援機能の充実
- 区民や地域活動団体等との調整
- 支所や本所との調整 等

連携

- 相談支援の充実
- 地域の人材、社会資源の開発
- 地区アセスメントの作成等による地区の課題把握に向けた取組み 等

社会福祉協議会

- 地区における課題やニーズの把握及び分析
- 生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営
- 地域人材の発掘や育成、社会資源の創出
- 地域活動や人材のコーディネート
- 地区高齢者見守りネットワーク 等

地域資源開発事業

社会福祉協議会

日常生活支援事業の実施
NPO 法人等と連携し、生活支援サービス等の創出、地域人材発掘。

総合支所

②地域保健医療福祉総合計画

誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

②困る前に支援につなげる地域づくり

③参加と協働により地域福祉を推進する

④先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

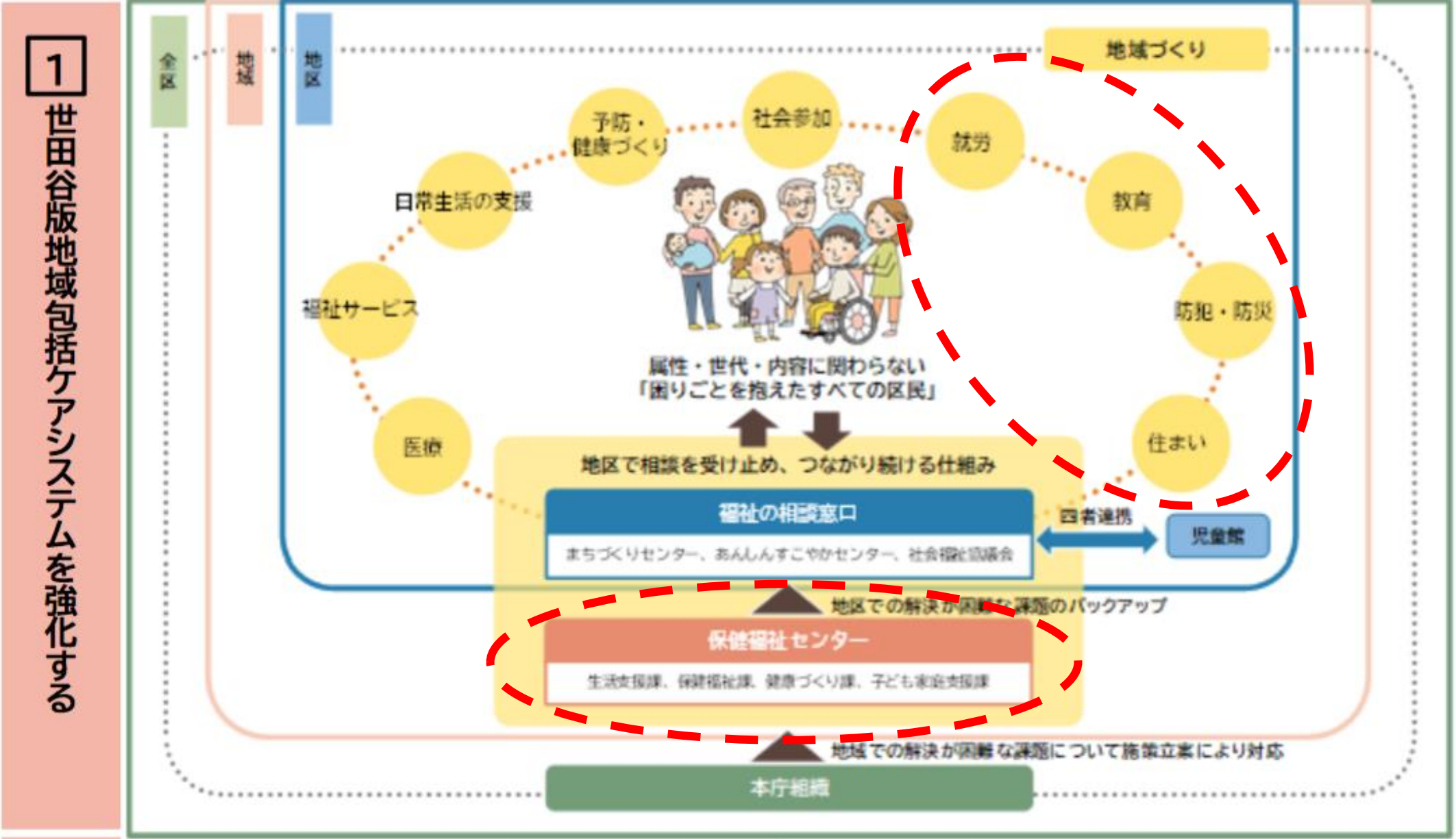
⑤分野横断的な連携を推進する

基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）

① 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

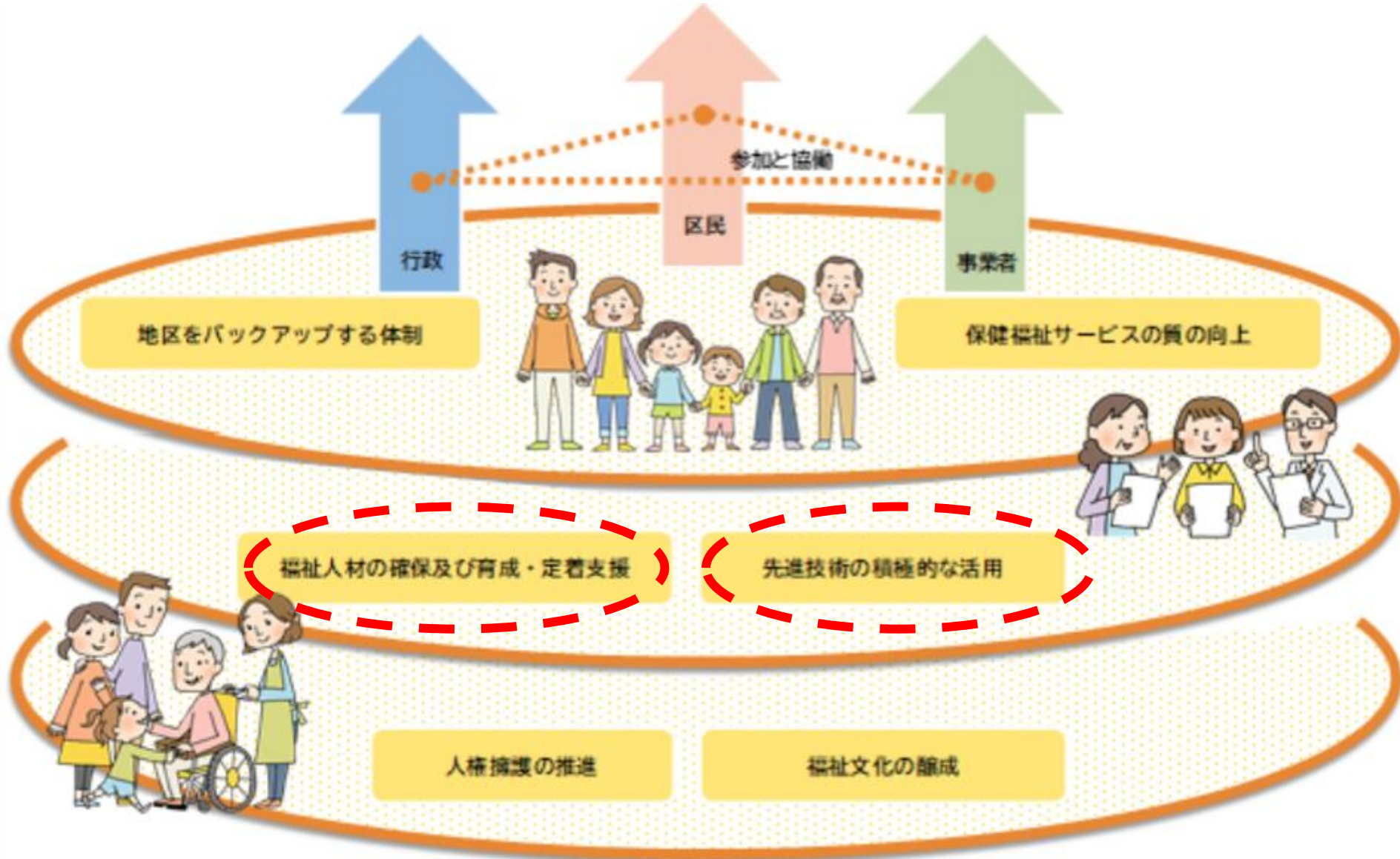
② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

図表 今後の施策を展開する2つの柱のイメージ図



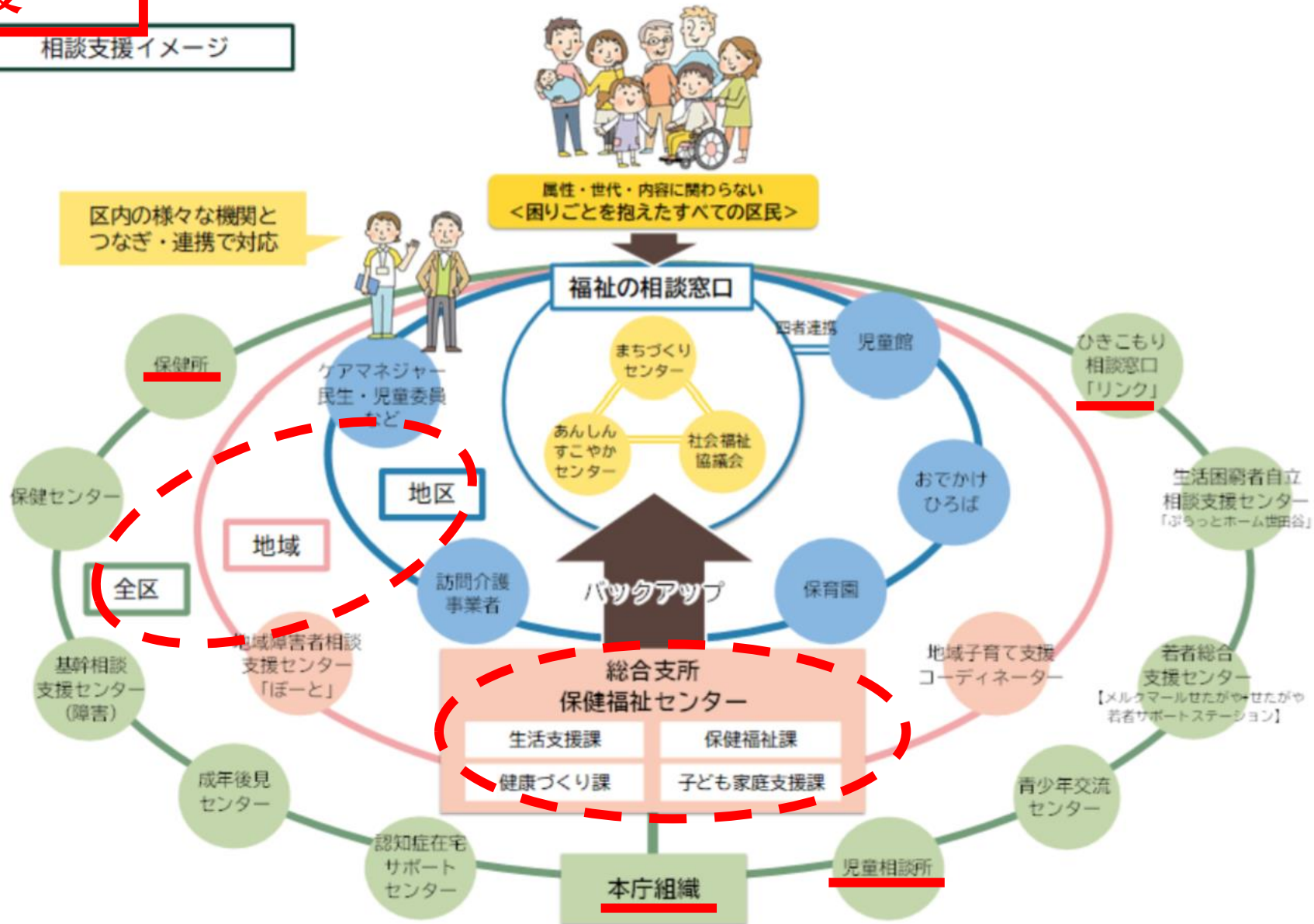
2

世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備



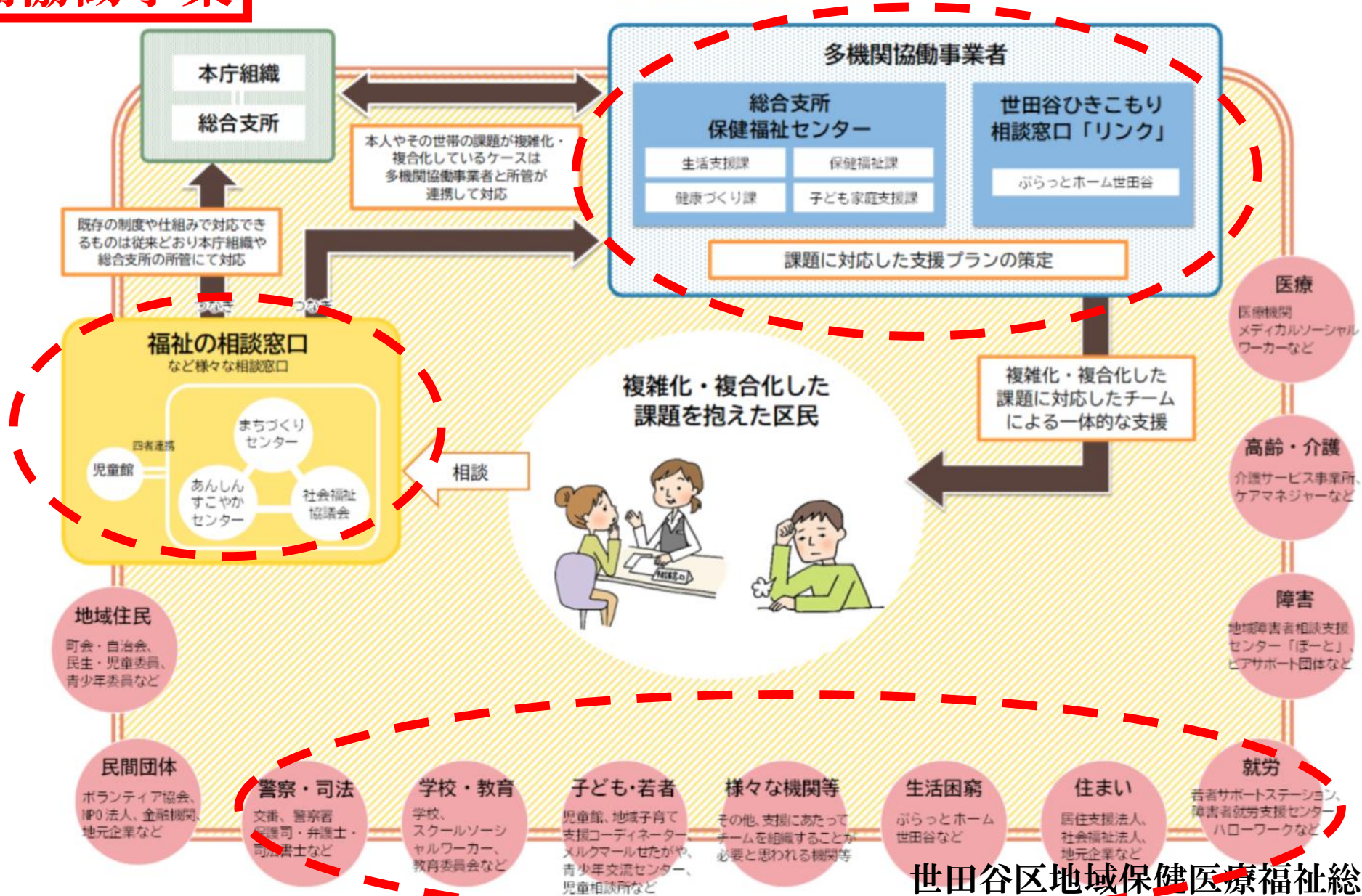
相談支援

相談支援イメージ



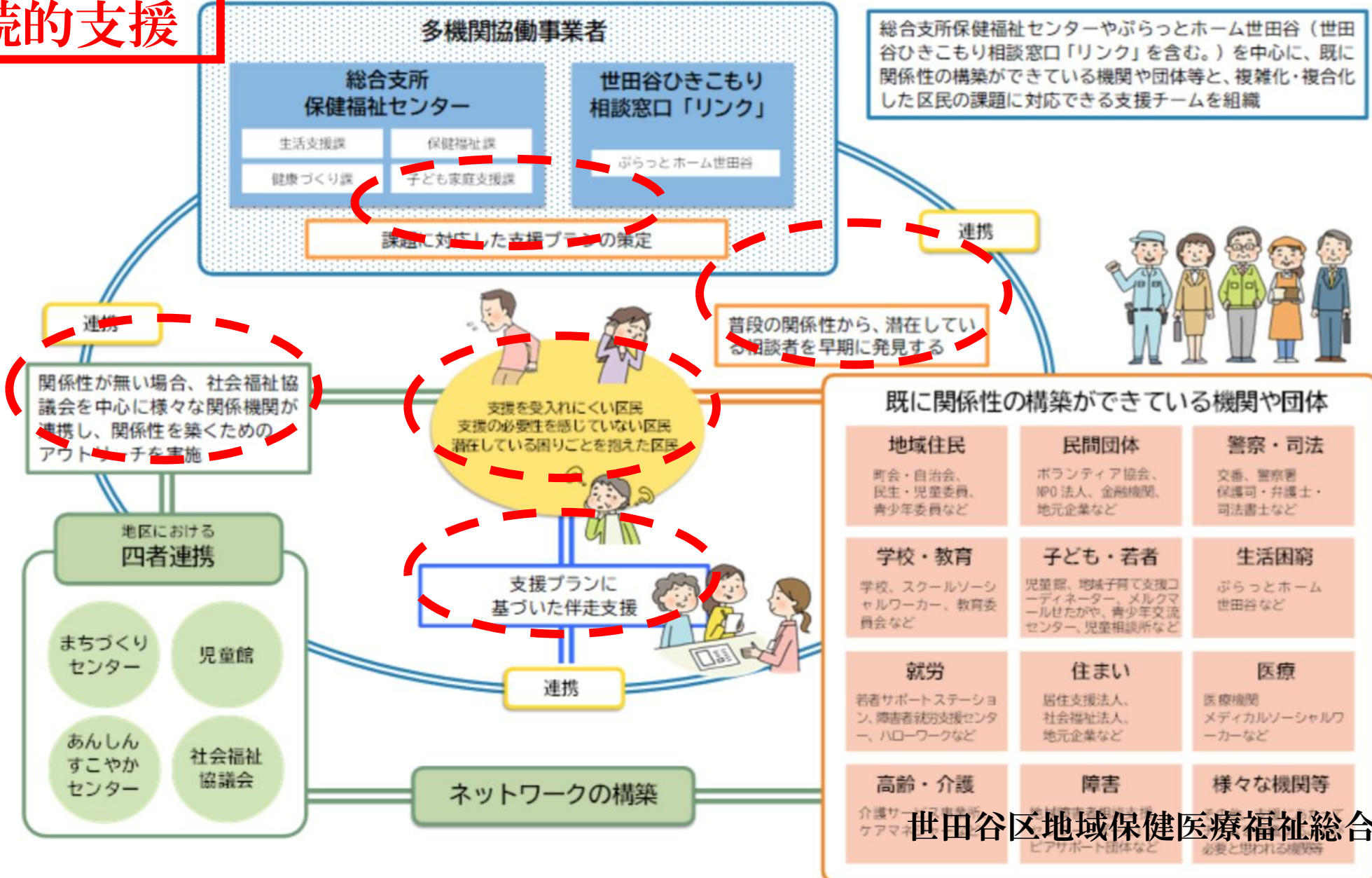
他機関協働事業

図表 多機関協働事業イメージ



図表 アウトリーチを通じた継続的支援事業 イメージ図

アウトリーチ 継続的支援



総合支所保健福祉センターやぶらっとホーム世田谷（世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を含む。）を中心に、既に関係性の構築ができていない機関や団体等と、複雑化・複合化した区民の課題に対応できる支援チームを組織

関係性が無い場合、社会福祉協議会を中心に様々な関係機関が連携し、関係性を築くためのアウトリーチを実施

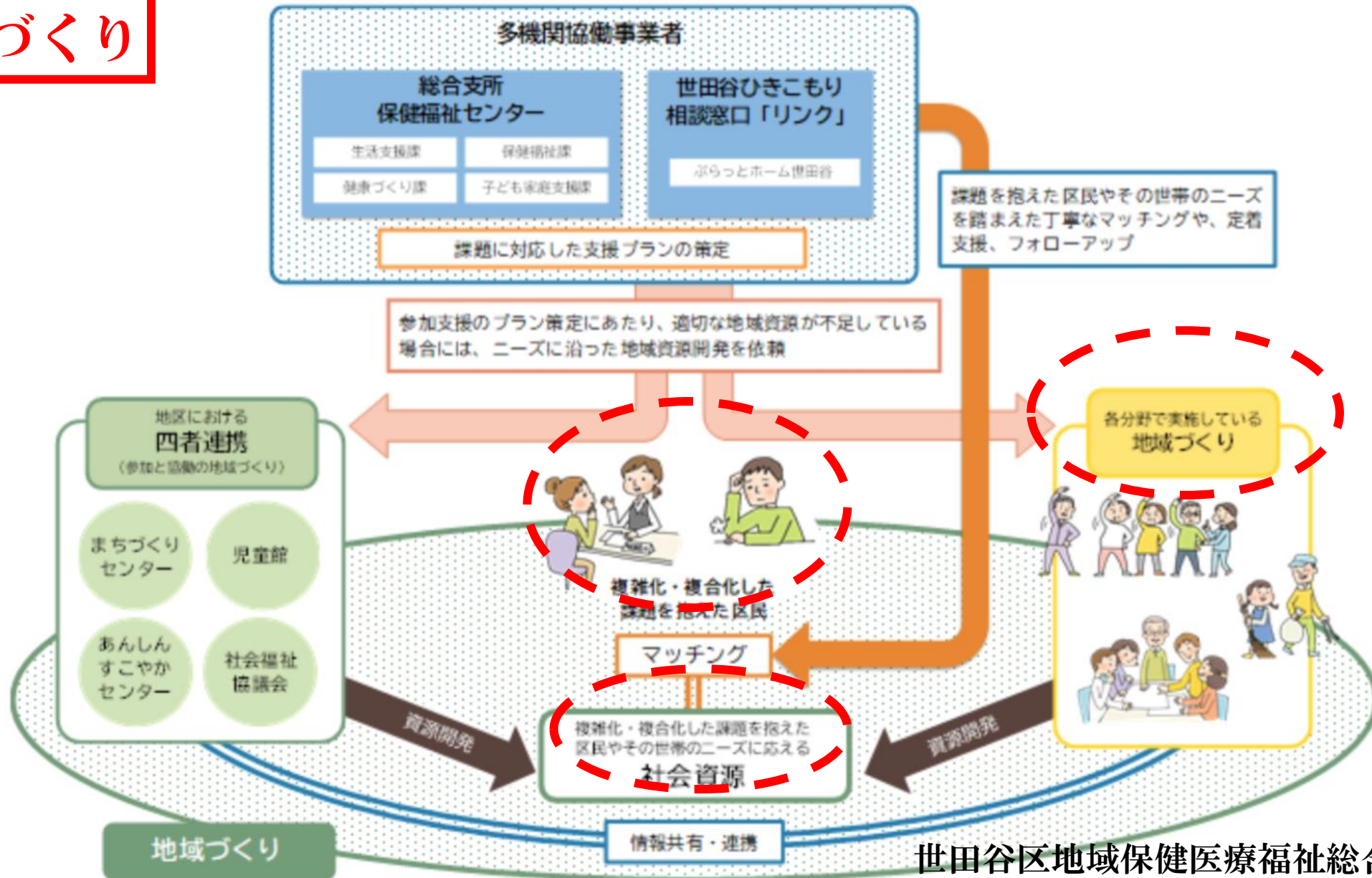
普段の関係性から、潜在している相談者を早期に発見する

支援プランに基づいた伴走支援

既に関係性の構築ができていない機関や団体		
地域住民 町会・自治会、 民生・児童委員、 青少年委員など	民間団体 ボランティア協会、 NPO 法人、金融機関、 地元企業など	警察・司法 交番、警察署 保護司・弁護士・ 司法書士など
学校・教育 学校、スクールソーシャルワーカー、教育委員会など	子ども・若者 児童館、地域子育て支援センター、メルクマールせたがや、青少年交流センター、児童相談所など	生活困窮 ぶらっとホーム世田谷など
就労 若者サポートステーション、障害者就労支援センター、ハローワークなど	住まい 居住支援法人、社会福祉法人、地元企業など	医療 医療機関 メディカルソーシャルワーカーなど
高齢・介護 介護サービス、ケアマネ	障害 障害者支援センター、ピアサポート団体など	様々な機関等 必要と認められる機関等

参加支援 地域づくり

図表 参加支援事業と地域づくりのイメージ



高齢	あんしんすこやかセンター 1.0カ所	居宅介護支援事業所 8.1カ所
介護保険訪問系サービス (訪問介護等)10.0カ所	介護保険通所系サービス (通所介護等)9.2カ所	
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)1カ所	介護老人保健施設 0.4カ所	
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)2.6カ所	住宅型有料老人ホーム 1.0カ所	
認知症高齢者グループホーム 1.8カ所	サービス付き高齢者向け住宅 1.2カ所	
都市型軽費老人ホーム 0.4カ所		

障害	訪問系サービス事業所 7.0カ所	生活介護支援事業所 0.9カ所	
短期入所事業所 0.6カ所	施設入所支援 事業所0.1カ所	自立生活援助 事業所0.1カ所	共同生活援助 事業所1.3カ所
自立訓練事業所 0.3カ所	就労移行支援事業所 0.4カ所	就労継続支援A型事業所 0.04カ所	
就労継続支援B型事業所 1.4カ所	就労定着支援事業所 0.3カ所	一般相談支援事業所 0.3カ所	
計画相談支援事業所 1.7カ所	障害児相談支援事業 所1.2カ所	児童発達支援事業所 1.7カ所	
放課後等デイサービス事業所 1.8カ所	保育所等訪問支援事業所 0.1カ所		

子ども	保育関連施設 15.8カ所	幼児教育施設 2.1カ所
地域子育て支援コーディネーター 0.2カ所	おでかけひろば 1.5カ所	一時預かり事業 7.1カ所
病児・病後児保育室 0.4カ所	産後ケア事業 0.1カ所	休日・年末保育 0.2カ所
児童館 0.9カ所	新BOP(BOP・学童クラブ) 2.2カ所	若者関連施設 0.3カ所

人口 32,775人

外国人登録者 847人

17,668世帯

高齢者 6,676人

障害者 1,646人

子ども 4,539人

要支援・要介護認定者
1,497人

身体障害者手帳所持者
656人

乳幼児(0~5歳)
1,389人

在宅で看取られた高齢者
95人

愛の手帳所持者
160人

小学生(6~11歳)
1,605人



自立支援医療(精神通院医療)認定
552人

中・高学生(12~17歳)
1,545人

難病
307人

不登校児童
55人

高齢単身者世帯
2,269世帯

高齢者のみ世帯
1,262世帯

被保護世帯
315世帯

母子世帯
96世帯

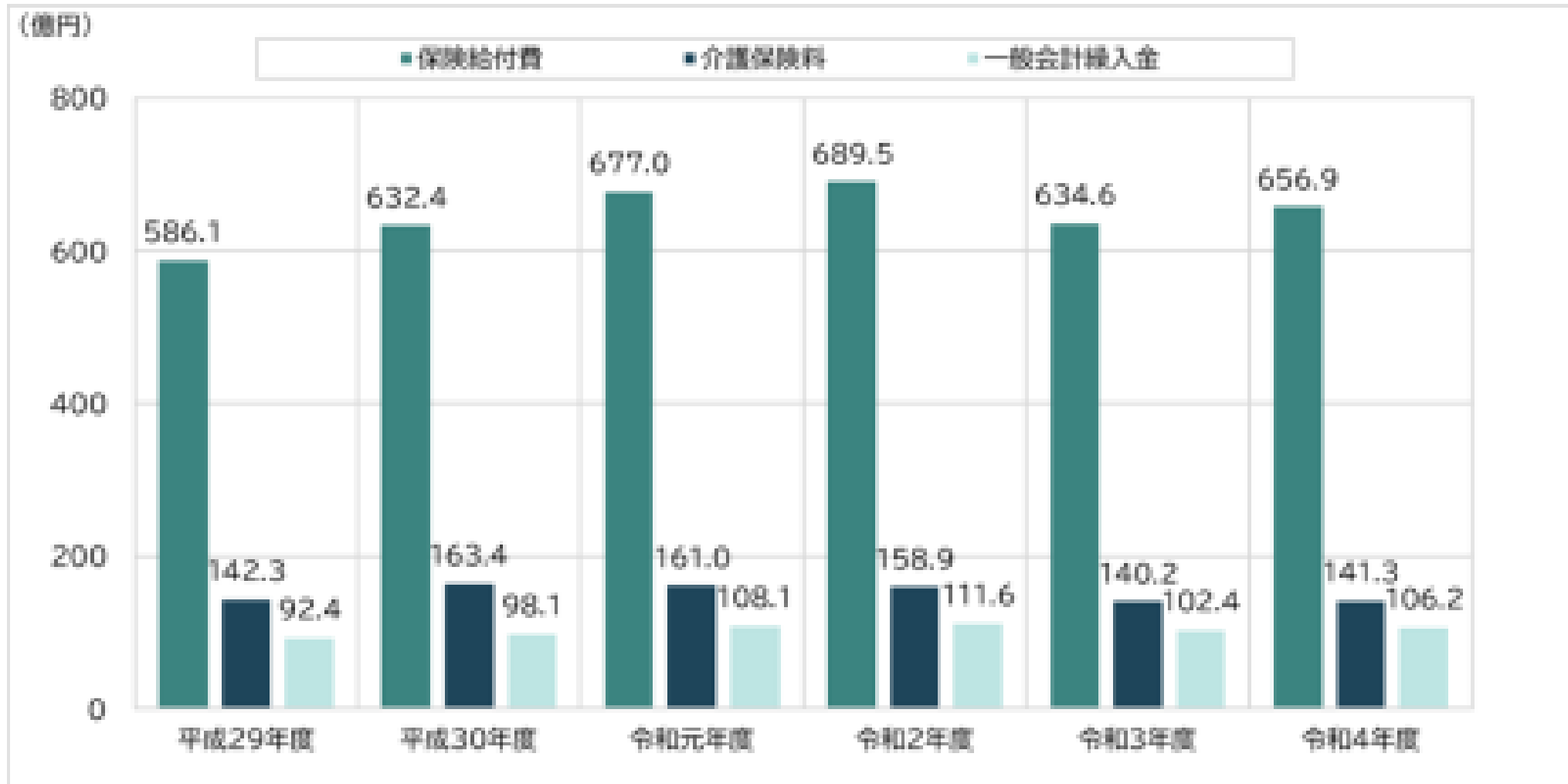
父子世帯
11世帯

地域活動団体等

町会・自治会 6.9団体	民生委員・児童委員 22.1人	NPO法人 18.8法人	おたがいさまbank登録者 114.9人	地区サポーター 57.0人			
生活支援コーディネーター 1.0人	高齢者クラブ 2.9クラブ	サロン 19.9カ所	ミニデイ 2.0カ所	認知症カフェ 1.4カ所	地域デイサービス 0.6カ所	介護予防・健康づくり自主活動団体 5.9団体	
子育てサロン 3.0カ所	子ども食堂 2.8カ所	子育て・保育活動団体 0.3カ所	プレーパーク、きぬたま遊び村 0.2カ所	多世代交流の場 0.6カ所			
図書館 0.9カ所	地区会館 1.7カ所	区民集会所 1.0カ所	区民フロアー 1.0カ所	公園 13.2カ所	交番 1.9カ所	郵便局 2.8カ所	コンビニ 11.2カ所

医療	病院 1.0カ所	診療所 33.1カ所
歯科診療所 28.3カ所	薬局 14.5カ所	
訪問看護ステーション 2.1カ所		
助産所 1.8カ所		

図表 介護保険事業会計(予算)



【資料:世田谷区統計書(令和4年版)】

介護給付費：23.4億円

高齡	あんしんすこやかセンター 1.0カ所	居宅介護支援事業所 8.1カ所
	介護保険訪問系サービス (訪問介護等)10.0カ所	介護保険通所系サービス (通所介護等)9.2カ所
	特別養護老人ホーム (地域密着型含む)1カ所	介護老人保健施設 0.4カ所
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)2.6カ所	住宅型有料老人ホーム 1.0カ所
	認知症高齢者グループホーム 1.8カ所	サービス付き高齢者向け住宅 1.2カ所
	都市型軽費老人ホーム 0.4カ所	


障害	訪問系サービス事業所 7.0カ所	生活介護支援事業所 0.9カ所
	短期入所事業所 0.6カ所	施設入所支援事業所0.1カ所
	自立訓練事業所 0.3カ所	就労移行支援事業所 0.4カ所
	就労継続支援B型事業所 1.4カ所	就労定着支援事業所 0.3カ所
	計画相談支援事業所 1.7カ所	障害児相談支援事業所 1.2カ所
	放課後等デイサービス事業所 1.8カ所	保育所等訪問支援事業所 0.1カ所
		自立生活援助事業所0.1カ所
		共同生活援助事業所1.3カ所
		就労継続支援A型事業所 0.04カ所
		一般相談支援事業所 0.3カ所
		児童発達支援事業所 1.7カ所

子ども	保育関連施設 15.8カ所	幼児教育施設 2.1カ所
	地域子育て支援コーディネーター 0.2カ所	
	おでかけひろば 1.5カ所	一時預かり事業 7.1カ所
	病児・病後児保育室 0.4カ所	休日・年末保育 0.2カ所
	産後ケア事業 0.1カ所	新BOP(BOP・学童クラブ) 2.2カ所
	児童館 0.9カ所	若者関連施設 0.3カ所

1人当たり給付費
156.3万円

人口 32,775人 外国人登録者 847人 17,668世帯

高齡者 6,676人	障害者 1,646人	子ども 4,539人	高齡単身者世帯 2,269世帯
要支援・要介護認定者 1,497人	身体障害者手帳所持者 656人	乳幼児(0~5歳) 1,389人	高齡者のみ世帯 1,262世帯
在宅で看取られた高齡者 95人	愛の手帳所持者 160人	小学生(6~11歳) 1,605人	被保護世帯 315世帯
	自立支援医療(精神通院医療)認定 552人	中・高学生(12~17歳) 1,545人	母子世帯 96世帯
	難病 307人	不登校児童 55人	父子世帯 11世帯



地域活動団体等	町会・自治会 6.9団体	民生委員・児童委員 22.1人	NPO法人 18.8法人	おたがいさまbank登録者 114.9人	地区サポーター 57.0人
	生活支援コーディネーター 1.0人	高齡者クラブ 2.9クラブ	サロン 19.9カ所	ミニデイ 2.0カ所	認知症カフェ 1.4カ所
	子育てサロン 3.0カ所	子ども食堂 2.8カ所	子育て・保育活動団体 0.3カ所	地域デイサービス 0.6カ所	介護予防・健康づくり自主活動団体 5.9団体
	図書館 0.9カ所	地区会館 1.7カ所	区民集会所 1.0カ所	区民フロアー 1.0カ所	公園 13.2カ所
					交番 1.9カ所
					郵便局 2.8カ所
					コンビニ 11.2カ所

医療	病院 1.0カ所	診療所 33.1カ所
	歯科診療所 28.3カ所	薬局 14.5カ所
	訪問看護ステーション 2.1カ所	
	助産所 1.8カ所	

③第9期介護保険事業計画

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

施策展開の考え方

- (1) 参加と協働の地域づくり
- (2) これまでの高齢者観に捉われない施策
- (3) 地域包括ケアシステムの推進

計画目標

- I 区民の健康寿命を延ばす
- II 高齢者の活動と参加を促進する
- III 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

評価指標

例：65歳健康寿命、地域活動等の参加状況、在宅で看取られた高齢者の割合等

施策

重点取組み

- (1) 健康づくりと介護予防の一体的な推進
- (2) 高齢者の生きがいづくり
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の連携

○在宅（自宅や施設）での看取りの増加
（本人と家族の意思）

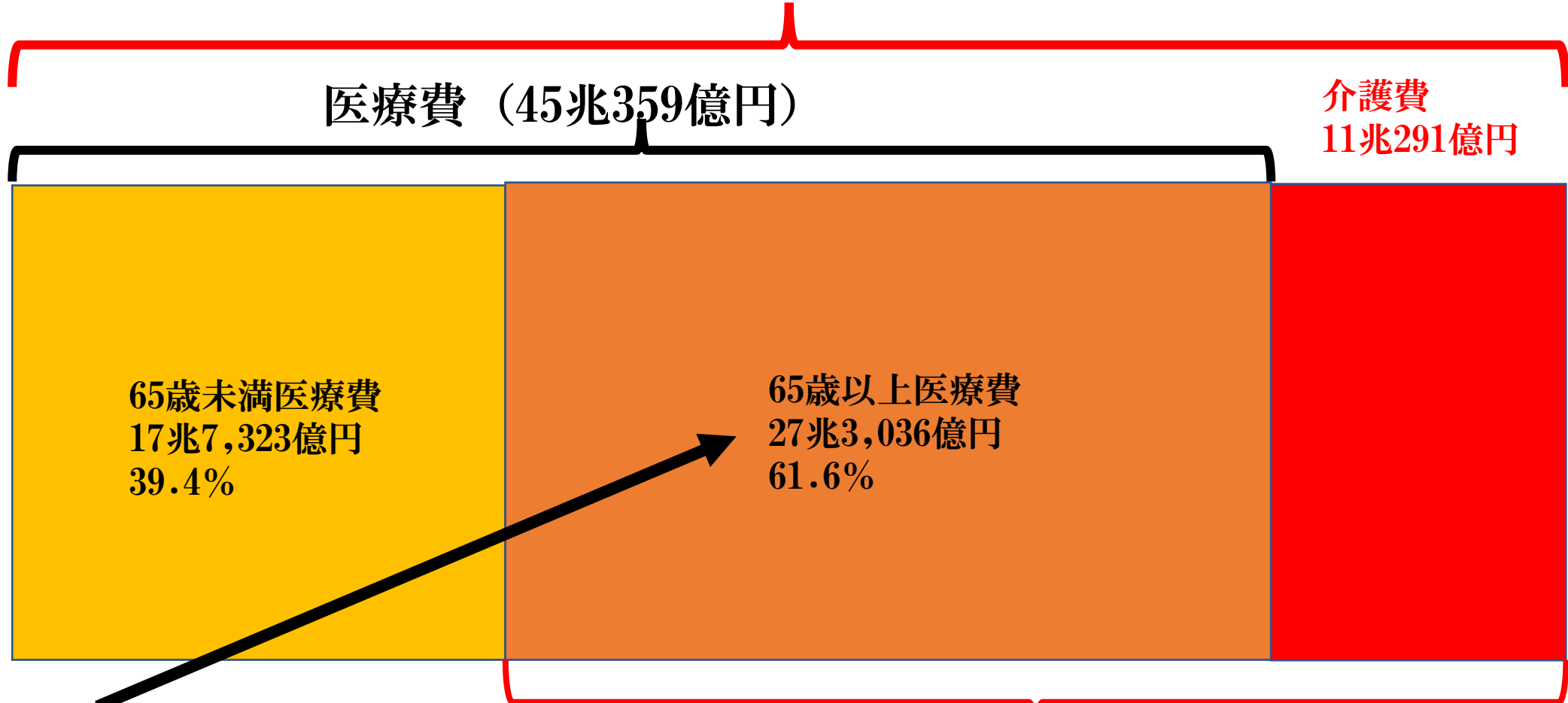
○医療と介護の連携が不可欠

- ・訪問診療（医師）、訪問看護、訪問介護等の連携
- ・バックアップとしての病院も重要：「在宅、時々入院」

→世田谷区医療・介護連携推進協議会の果たすべき役割は大きい。（専門家・職能団体・事業者）

医療費と介護費（2021年度）

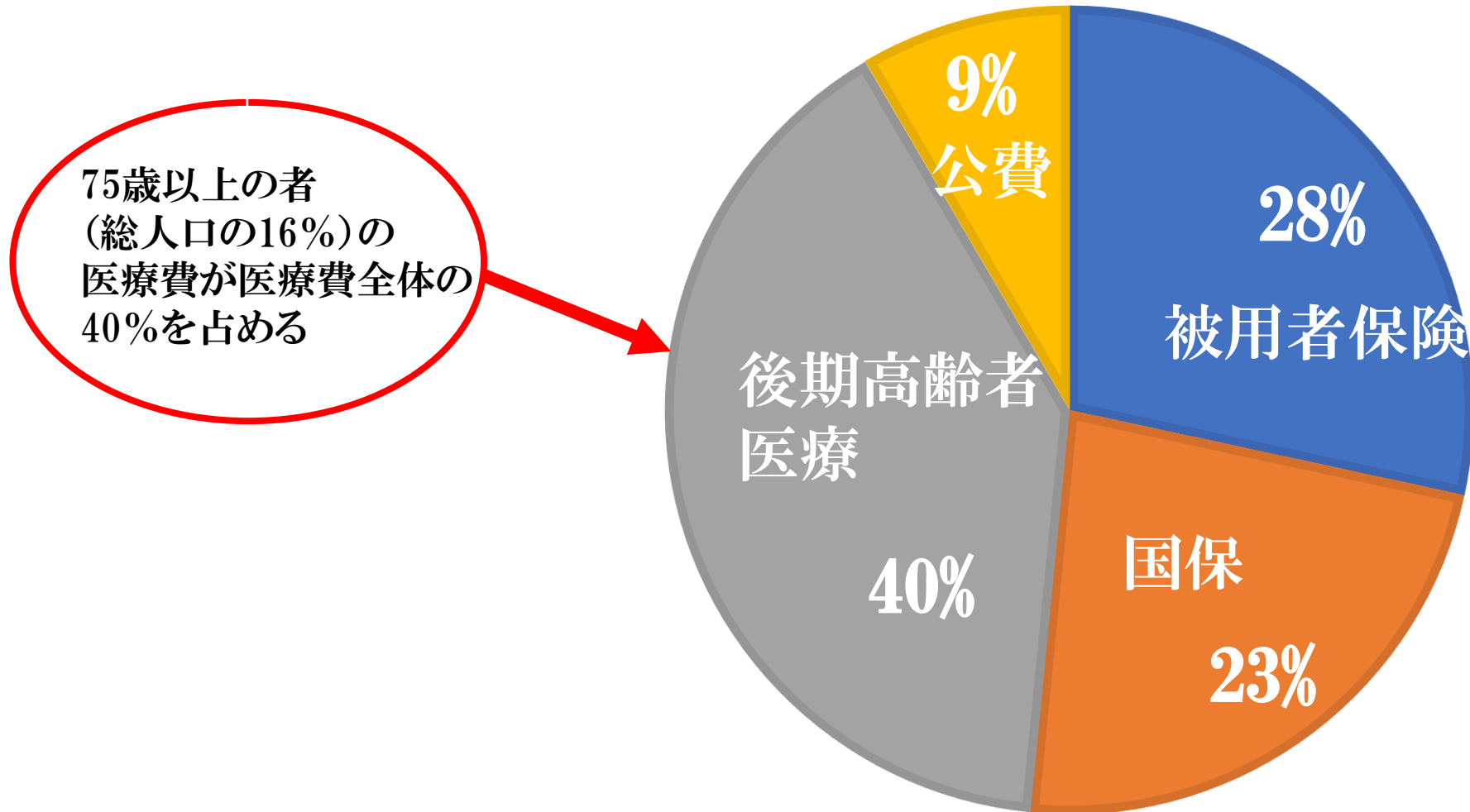
医療＋介護＝56兆650億円



65歳以上が医療費の6割を占める。

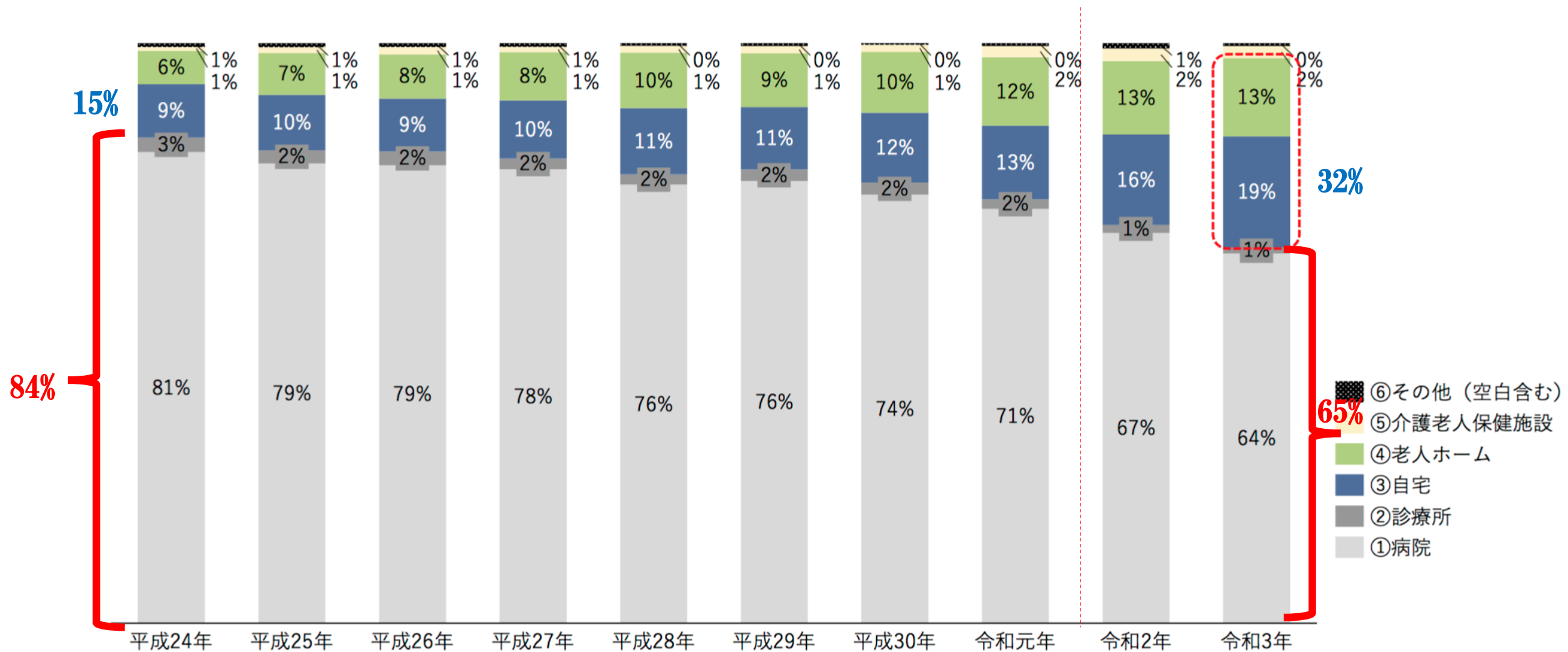
65歳以上の費用＝38兆3,327億円
全体の68.4%

国民医療費の制度別割合 (2021年度)



3-2. 練馬区の看取り死の状況：死亡場所別の経年変化（割合）

- ✓ 病院および診療所での看取り割合は、平成24年以降で最低となる65%だった。
- ✓ 自宅が過去最高の19%となり、令和元年以降、年3%の増加を示している。



「④老人ホーム」は、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む
 「⑥その他（空白を含む）」は、空白のほか、障害者支援施設、警察署、屋外施設などを含む

医療と介護の連携

医療・介護連携推進協議会
に名称変更 (2023年度～)

医療連携推進協議会

医療や介護に携わる多職種が参加し、世田谷区の在宅医療・介護連携の現状を把握・共有した上で、目指すべき理想像を描きつつ課題の抽出、具体的な対応策の検討を行う

[在宅医療・介護連携推進の主な取組み]

●在宅療養資源マップ

【指標】区が所有するデータや、都・関係団体等から提供されているデータを活用しているか

●切れ目のない医療・介護

・地区連携医事業 ・訪問看護の支援
・医療情報の収集・提供

【指標】在宅医療・介護が切れ目なく提供される体制の整備に向けた具体的な取組みを実施しているか

●関係機関との情報の共有

・情報共有システム(ICT)
・医療と介護の連携シート
・口腔ケアチェックシート

【指標】情報共有のためのツールを活用しているか

●相談・支援

・在宅療養相談窓口(あんすこに設置)
・在宅療養相談サポート事業

【指標】相談の内容を、医療連携推進協議会に報告しているか

●多職種連携研修

・多職種で学ぶ医療・福祉連携研修

【指標】グループワーク等を取入れた参加型の研修を実施しているか

●「在宅医療」の普及

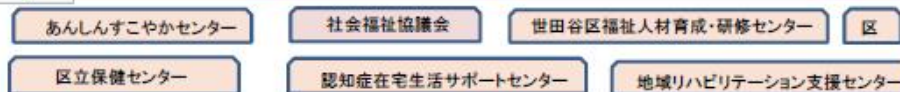
・お彼岸シンポジウム ・在宅医療ミニ講座
・リビングウィルの検討

【指標(区)】「在宅医療」の区民の認知度は上がったか

●関係自治体・団体との連携

・区西南部の意見交換会

【指標】広域的な連携の取組みを実施しているか



[在宅医療・介護連携推進事業]

関係団体等と連携しながら、介護保険の地域支援事業の仕組みにより国の示す8つの項目に沿って施策展開を図っていく。

(ア) 地域の医療・介護資源の把握

(イ) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護連携の体制の構築推進

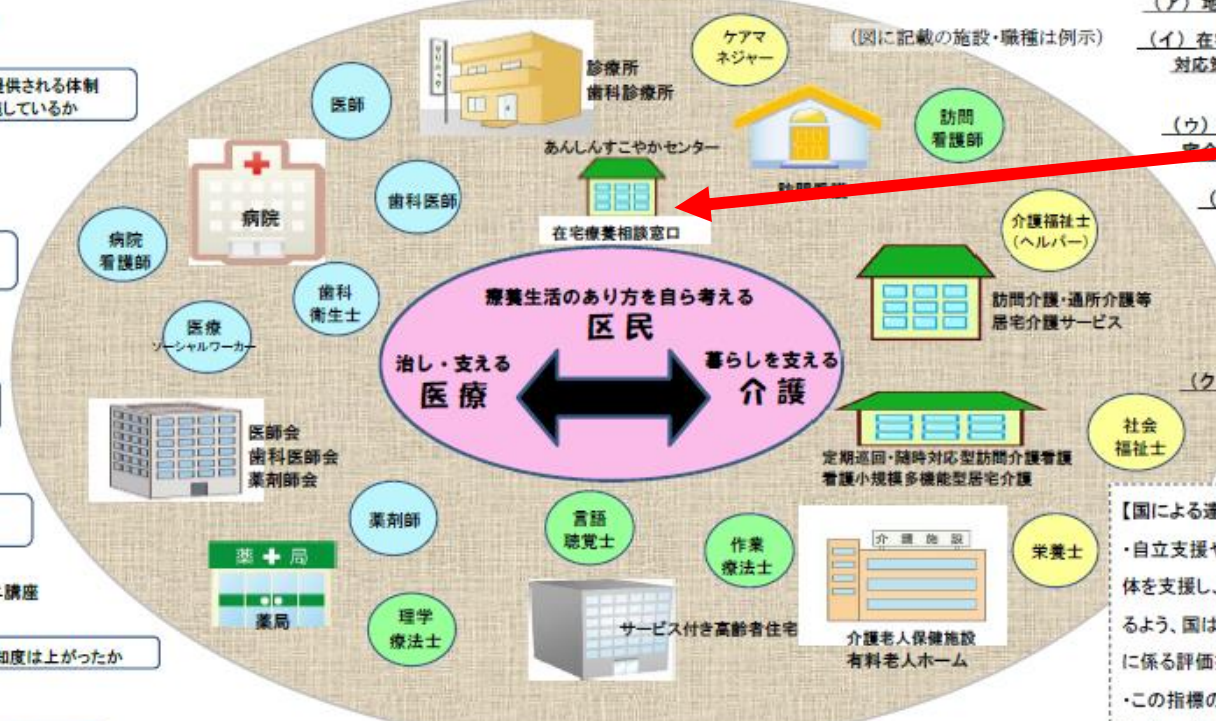
(エ) 関係機関間の情報共有

(オ) 相談・支援

(カ) 多職種連携研修

(キ) 「在宅医療」の普及

(ク) 関係自治体・団体との連携

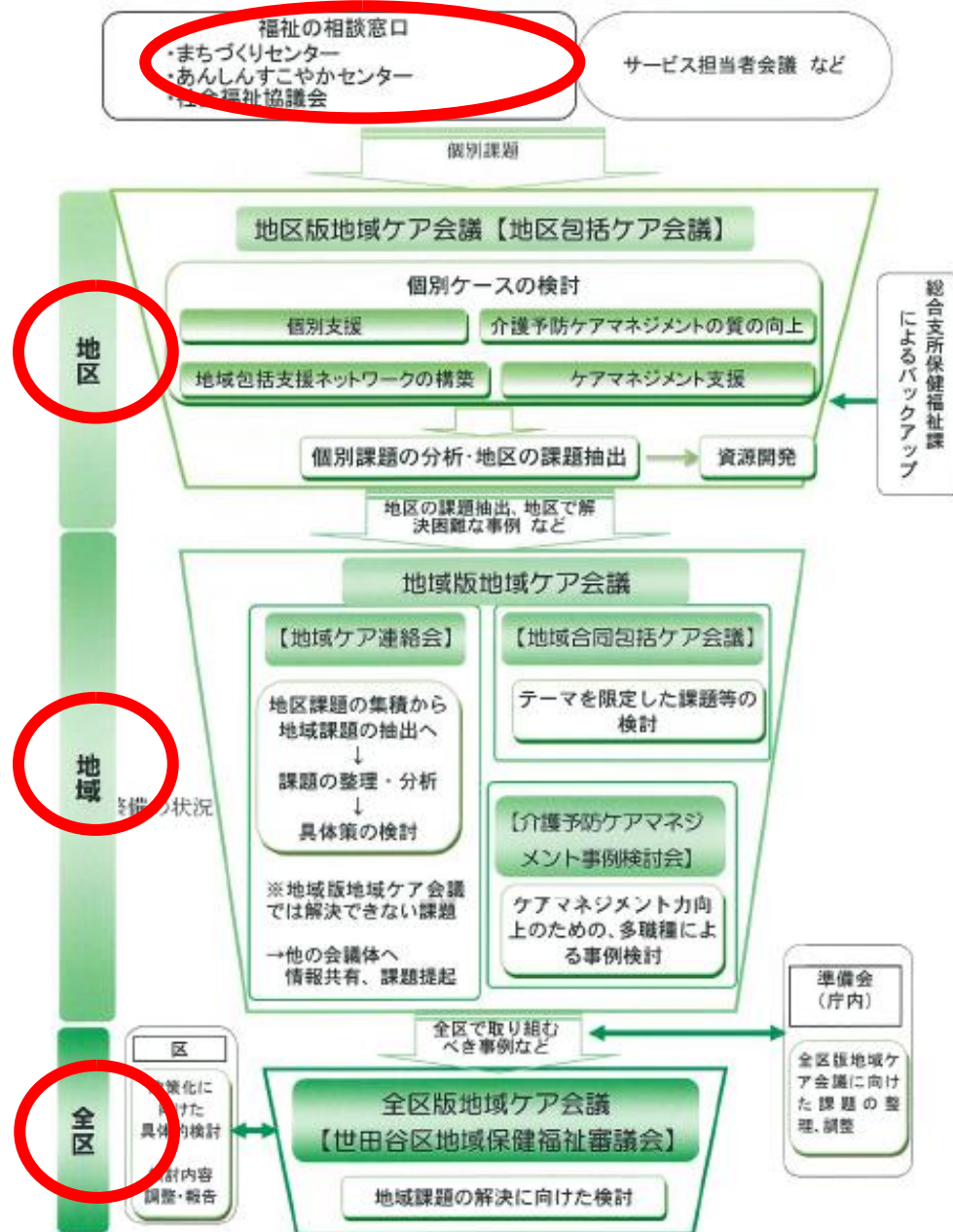


「あんすこ」に
在宅療養窓口

【国による達成状況の評価等】

・自立支援や重度化防止に取り組む自治体を支援し、より効果的に取組みを展開するよう、国は、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標を定めた(30年度)。
・この指標の達成状況に応じ、交付金(30年度190億円)が各市区町村に配分される。

平成30年度からあんしんすこやかセンターに「在宅療養相談窓口」を設置し、各地区で相談支援や地区連携医事業等を通じて医療職・介護職のネットワークづくりを進めている



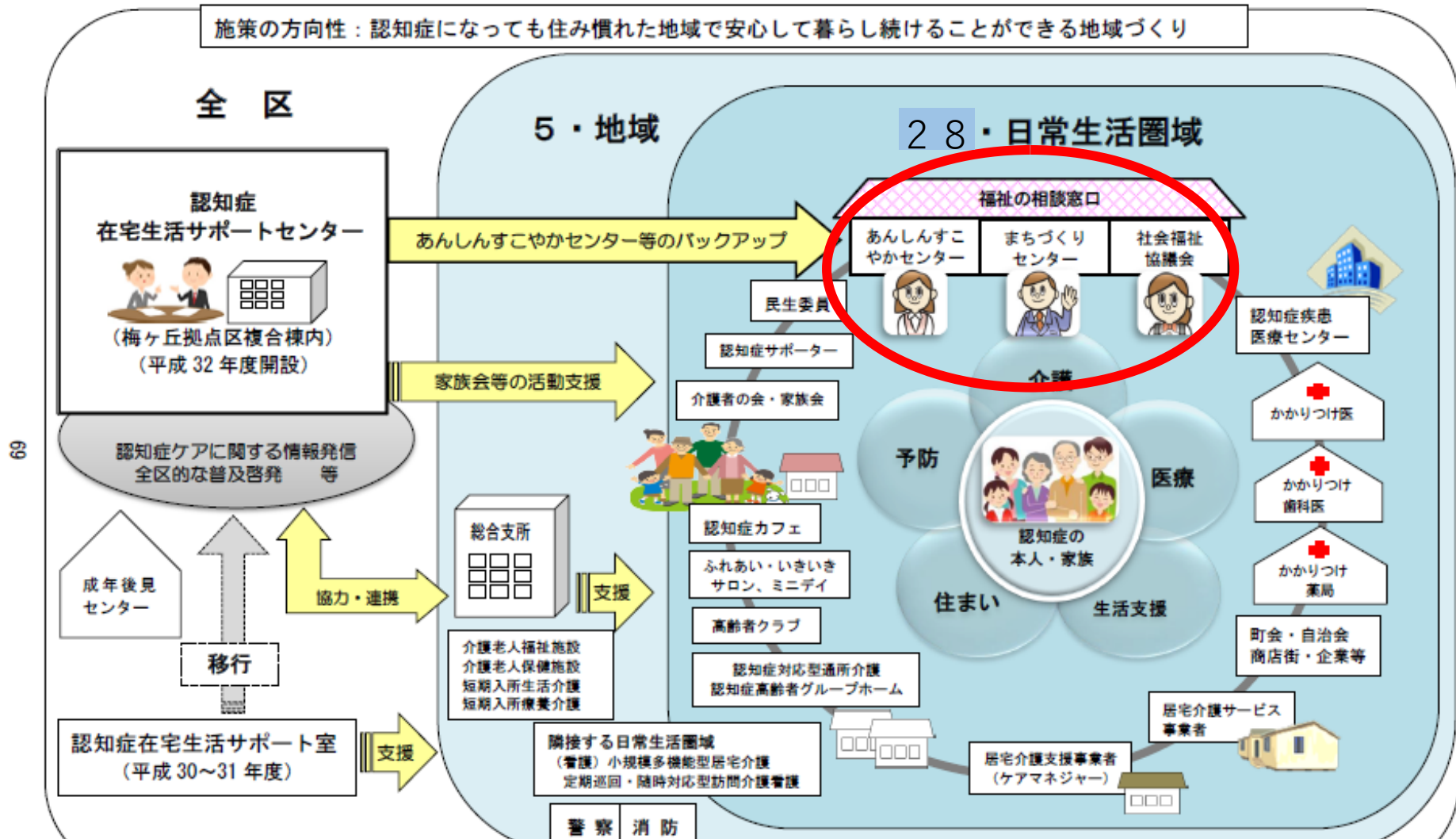
地域ケア会議

○3層構造

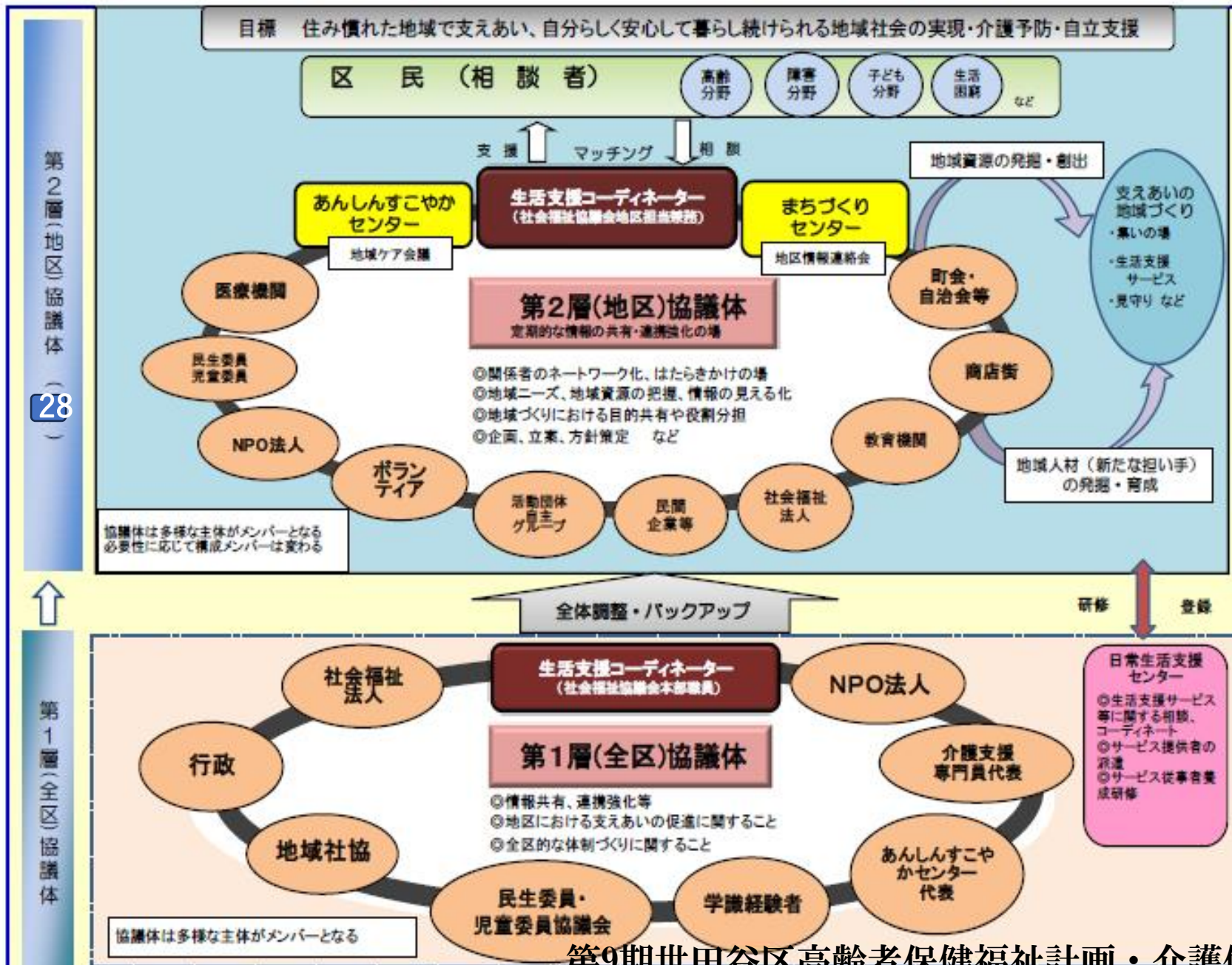
*福祉の総合相談窓口

- 1 地区版地域ケア会議
個別ケースの検討
- 2 地域版地域ケア会議
地区で課題困難事例等
- 3 全区版地域ケア会議
(世田谷区地域保健福祉審議会)
全区で取り組む課題の検討

認知症施策の総合的な推進



協議体のイメージ図



区内特別養護老人ホームで働く外国人

年	施設数	人数
2020	18	92
2021	19	110
2022	21	146

世田谷区内特別養護老人ホーム
の総数：28

年	EPA	技能実習	在留資格 介護	特定技能	留学生	国籍取得	
2020	39	16	9	13	5	10	92
2021	27	12	34	19	9	11	110
2022	17	13	54	41	8	13	146

まとめ～これからの世田谷の福祉～

- 住民主体
- 生活中心モデル(活動と参加)

- 「尊厳を支えるケア」、自立支援
- 地域の生活課題に取り組む→「まちづくり」そのもの

- 包括的な支援体制を整備
- 関係者のネットワークで支える

ご清聴、ありがとうございました。

